

小平市

特別支援教育総合推進計画（第二期）

前期計画

（令和3年度～令和7年度）

— すべての子どもたちが生き生きと育つ小平へ —

令和3年3月

小 平 市

目 次

第 1 章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	3
2 特別支援教育に関する国や東京都の動向	3
3 計画の位置付け	7
4 計画対象期間	8
5 計画の策定方法	9
6 特別支援教育に関する主な動向	10
第 2 章 小平市における特別支援教育の現状と課題	13
1 特別支援教育に関する資源の現状	15
2 特別支援学級の児童・生徒の保護者アンケート結果から見る現状	18
3 施策ごとの現状（成果）と課題	24
第 3 章 計画の基本理念と施策の体系	47
1 基本理念	49
2 基本指針	50
3 施策の体系	51
第 4 章 施策の展開	53
基本指針 1 ライフステージに応じた特別支援教育推進体制の整備	55
基本指針 2 関係機関の連携によるネットワークの構築	64
基本指針 3 理解・啓発、相談体制の充実	69
重点事業	75
第 5 章 計画の推進	79
1 計画の推進体制	81
2 計画の進行管理	81

付録 資料編	83
1 小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）前期計画検討委員会設置要綱	85
2 小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）前期計画検討委員会委員名簿	87
3 小平市特別支援教育総合推進計画庁内委員会委員名簿	88
4 策定経過	89
5 就学相談の流れ	91
6 こげら就学支援シート	92
7 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）	94
8 個別指導計画	96
9 用語集	100

第1章

計画策定にあたって

※【障がいの表記について】本計画では、施設名や法令名等で「障害」とされているものや出典元の表記に合わせて「障害」と表記している場合を除き、原則として「障がい」と表記しています。

1 計画策定の背景

小平市では、特別な支援を必要とする子どもたちへの取組を一体化させ、小平市のすべての子どもたちが生き生きと育っていくことを基本理念とし、平成23年3月に「小平市特別支援教育総合推進計画前期計画」（平成23年度～平成27年度）を、平成28年3月に「小平市特別支援教育総合推進計画後期計画」（平成28年度～令和2年度）を策定し、取組を進めてきました。

前期計画策定後9年が経過する中で、特別支援教育に対する理解が市民に広がり、関係機関による支援体制が充実するとともに、各機関の相互理解も深まってきました。

これまで相談体制の充実、特別支援学級・特別支援教室の設置、人的支援をはじめ様々な事業に取り組んできましたが、後期計画が令和2年度に終了すること、また、特別支援教育に対するニーズが多様化していることを踏まえ、変化に即した施策を講じる必要があります。

そこで、現状を適切に捉え、本市における特別支援教育をさらに充実させるため、これまでの取組の成果と課題を基に、基本指針や重点事業等について方向性を定め、公募市民を含めた検討委員会の意見等を踏まえ、令和3年度から令和7年度までの「小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）前期計画」を策定しました。

2 特別支援教育に関する国や東京都の動向

（1）国の動向

① 学校教育法の一部改正

平成19年4月、学校教育法の一部改正が施行され、我が国は従来の「特殊教育（心身障がい教育）」から「特別支援教育」へと転換を果たしました。その後、平成25年9月には学校教育法施行令の一部改正が行われ、障がいの状態の変化のみならず、教育上必要な支援の内容、地域における教育体制の整備状況等を勘案して、就学先を決定したり、転学を検討したりすることができるようになりました。

② 障害者の権利に関する条約の締結

平成19年9月、国は「障害者の権利に関する条約」に署名し、その後、条約締結に向けて障害者基本法の改正等、障がい者に関する国内の制度改革を進めた後、平成26年1月に条約を締結しました。

条約の第24条（教育）では、締約国は教育についての障がい者の権利を認めることを定めています。障がい者が精神的・身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とすること等を目的として、締約国は障がい者を包容するあらゆる段階の教育制度や生涯学習を確保することとされています。また、その権利の実現に当たり、障がいに基ついて一般的な教育制度から排除されないこと、個々の障がい者にとって必要な「合理的配慮」が提供されること等が定められています。

平成28年には、国連障害者権利委員会において、条約を実施するためのガイドラインに相当する「インクルーシブ教育を受ける権利に関する一般的意見第4号」が採択されました。

③ 中央教育審議会初等中等教育分科会による報告

国では、障害者権利条約第24条に規定されたインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組が進められ、平成24年7月には、中央教育審議会初等中等教育分科会により、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が示されました。

同報告では、共生社会の形成に向けて、障害者権利条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のためには、特別支援教育を着実に進めていく必要があるとされています。

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」
（平成24年7月 中央教育審議会初等中等教育分科会）【抜粋】

- 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。
- インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別的教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。
- 特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものである。そのため、以下の①から③までの考え方にに基づき、特別支援教育を発展させていくことが必要である。このような形で特別支援教育を推進していくことは、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、この観点から教育を進めていくことにより、障害のある子どもにも、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある子どもにも、更にはすべての子どもにとっても、良い効果をもたらすことができるものと考えられる。
 - ① 障害のある子どもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加することができるよう、医療、保健、福祉、労働等との連携を強化し、社会全体の様々な機能を活用して、十分な教育が受けられるよう、障害のある子どもの教育の充実を図ることが重要である。
 - ② 障害のある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることができるよう、地域の同世代の子どもや人々の交流等を通して、地域での生活基盤を形成することが求められている。このため、可能な限り共に学ぶことができるよう配慮することが重要である。
 - ③ 特別支援教育に関連して、障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。次代を担う子どもに対し、学校において、これを率先して進めていくことは、インクルーシブな社会の構築につながる。
- 基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

第1章 計画策定にあたって

④ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称「障害者差別解消法」）の制定

平成28年4月に施行された障害者差別解消法は、「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定されました。

法律では、障がいのある人に対する不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の提供の義務等が定められました。

⑤ 発達障害者支援法の改正

平成28年5月には、発達障害者支援法が改正され、切れ目なく発達障がい者の支援を行うことが特に重要であり、教育に関しては、国及び地方公共団体は「可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮」すること等が新たに規定されました。

⑥ 児童福祉法の一部改正

平成28年6月には、児童福祉法の一部改正により、医療的ケア児について法律上初めて定義付けられ、支援体制の整備が地方公共団体の努力義務とされました。

また、平成31年3月には、文部科学省から「学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）」が発出され、小・中学校を含む全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際の留意すべき点等が整理されました。

⑦ 文部科学省 障害者の学びに関する当面の強化策 2019-2022

平成31年3月、文部科学省が設置した「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」は「障害者の生涯学習の推進方策について」を取りまとめました。この提言を踏まえ、文部科学省では「障害者の学びに関する当面の強化策 2019-2022」のとおり、取組を進めることとしました。

主な取組内容としては、1 障害者の多様な学習活動の充実、2 障害の有無にかかわらず共に学ぶ場づくり、3 障害に関する理解促進、4 障害者の学びの場づくりの担い手の育成、5 障害者の学びを推進するための基盤の整備、の5項目が挙げられています。そしてこれらを踏まえて、都道府県、市町村、特別支援学校等、大学等のそれぞれに対する「期待される取組」が示されています。

(2) 東京都の動向

① 「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」の策定（期間：H29～R8）

平成16年11月、東京都教育委員会では、東京都における特別支援教育推進の基本的な方向を示す「東京都特別支援教育推進計画」（期間：H16～H28）を策定し、特別支援教育に関する校内委員会の設置や、特別支援教育コーディネーターの指名等、発達障がいを含む特別な支援を必要とする児童・生徒への指導と支援の取組を進めてきました。

平成29年度から令和8年度までを見通した第二期計画では、小・中学校における特別支援教室の充実に向け、区市町村教育委員会の役割として指導体制の確立や指導内容・方法の充実が挙げられています。また、東京都と区市町村の教育委員会がより一層連携し、就学相談等の機能強化や教育環境の整備等による特別支援教育の充実に向けた取組を行うことが示されました。

② 「東京都発達障害教育推進計画」の策定（期間：H28～R2）

平成28年2月、東京都教育委員会は、近年の法改正や都民ニーズ等、発達障がい教育を取り巻く状況の変化に的確に應えるために「東京都発達障害教育推進計画」を策定し、全ての公立学校における発達障がい教育の充実を図っています。

令和3年度までに全小・中学校に特別支援教室を導入することや、学習の「つまずき」を把握するアセスメント方法の確立、ユニバーサルデザインの考え方に基づく指導と学級づくりのためのガイドラインの作成など、発達障がい教育環境の整備や指導内容の充実について年次的な展開が計画されています。

③ 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（通称「東京都障害者差別解消条例」）（平成30年10月1日施行）

平成30年10月、東京都は「障害者が日常生活や社会生活の中で受ける制限は、心や体の機能の障害のみでなく、社会の中に見受けられる様々なバリア（障壁）によって生じている」という「障害の社会モデル」の考え方に基づいて、「東京都障害者差別解消条例」を制定しました。

条例では、国の障害者差別解消法で民間事業者は努力義務とされている「合理的配慮の提供」を、行政機関、民間事業者ともに義務化しているほか、障がい者差別に係る事案の紛争解決の仕組みとして「調整委員会」を設置すること、障がい者や関係者のほかに民間事業者からの相談にも応じる「広域支援相談員」を設置することなどを定めています。

④ 都立高校における発達障害教育の充実について

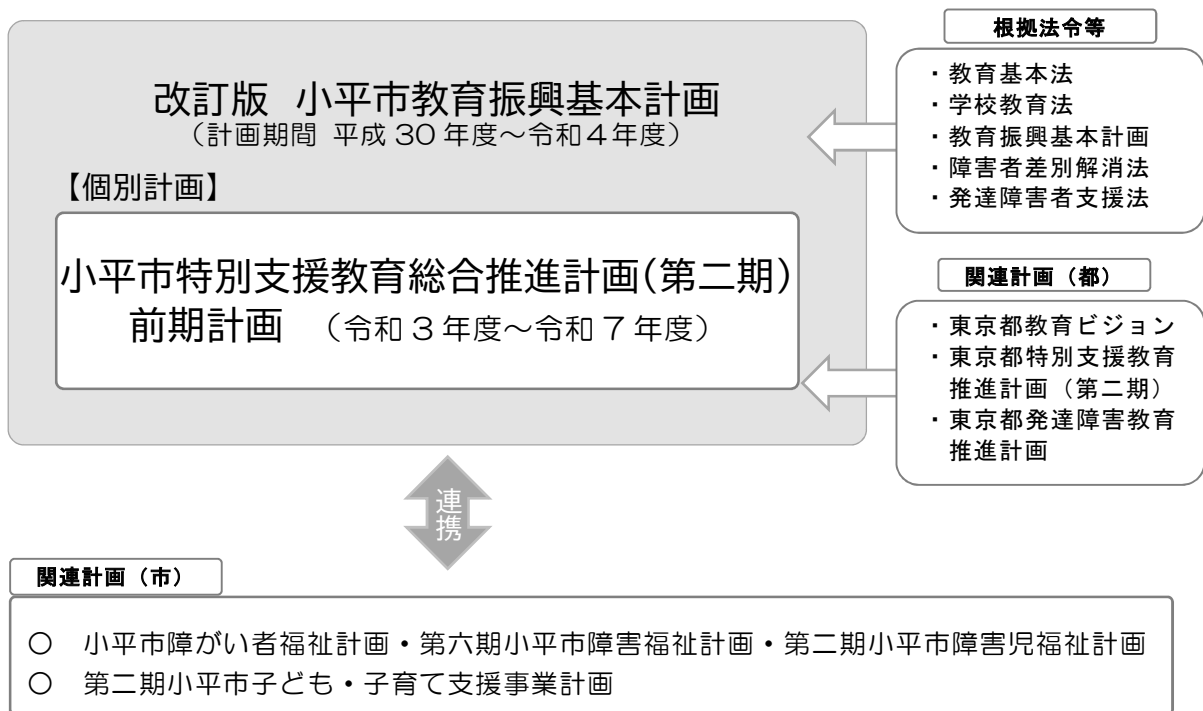
東京都教育委員会は、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画」及び「都立高校改革推進計画・新実施計画（第二次）」に基づき、令和3年度より全ての都立高校で通級による指導を実施します。

対象は、都立高校又は都立中等教育学校後期課程に在籍し、知的障がいがなく、発達障がい等（自閉症、情緒障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい）があり、通常の授業におおむね参加でき、一部、障がいに応じた特別の指導を必要とする生徒となります。また、生徒本人と保護者が通級による指導を希望し、学校及び都教育委員会に指導が必要であると認められた場合に、高校における通級による指導が受けられるようになります。

3 計画の位置付け

本計画は、小平市における特別支援教育の理念と具体的な推進計画を併せもつ、総合的な計画です。また、小平市第四次長期総合計画の教育分野における計画「改訂版 小平市教育振興基本計画」の個別計画として位置付けています。

なお、「小平市障がい者福祉計画・第六期小平市障害福祉計画・第二期小平市障害児福祉計画」及び「第二期小平市子ども・子育て支援事業計画」などの関連計画との整合性を図るとともに、「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画」にも留意し策定しました。



【参考：関連計画の施策】

- 小平市障がい者福祉計画・第六期小平市障害福祉計画・第二期小平市障害児福祉計画
施策の柱3 教育・発達支援の充実
 - (1) 療育・保育・教育の充実
 - (2) 特別支援教育の充実
 - (3) 放課後活動・生涯学習の充実 など
- 第二期小平市子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援の主な取組
 - (5) 障がいのある子どもへの支援の充実 など

4 計画対象期間

前期計画 令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

後期計画 令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

平成31 令和元 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
【小平市特別支援教育総合推進計画】											
第一期計画		第二期（前期）計画					第二期（後期）計画				
【小平市教育振興基本計画】											
改訂版				（策定予定：詳細未定）							
【小平市障がい者福祉計画】											
計画		計画					（策定予定：詳細未定）				
【小平市障害福祉計画】											
第五期		第六期		第七期（予定）			第八期（予定）				
【小平市障害児福祉計画】											
第一期		第二期		第三期（予定）			第四期（予定）				

5 計画の策定方法

(1) 小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）前期計画検討委員会

計画の策定に当たり、公募市民、学校関係者、学識経験者、医療関係者、障がい児関係団体の代表等により構成される検討委員会を設置し、計画案を検討しました。

(2) 市民からの意見の収集

計画策定にあたっては、素案段階で市民意見公募手続（パブリックコメント手続）を実施するとともに、市民懇談会を開催し、広く市民の意見を収集しました。

(3) 庁内計画策定体制

計画案の調整については、庁内関係課で構成する「小平市特別支援教育総合推進計画 庁内委員会」により行いました。

(4) アンケート調査の実施

計画の策定に当たり、小・中学校で行われている特別支援教育の状況を把握し、計画策定の基礎資料とするため、特別な支援を受けている児童・生徒の保護者を対象としたアンケート調査を実施しました。

6 特別支援教育に関する主な動向

年度	国	東京都	小平市
平成 18	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法の一部改正（特別支援教育制度化） 		
平成 19	<ul style="list-style-type: none"> 「特別支援教育の推進について」（文部科学省通知の発出） 障害者権利条約に署名 	<ul style="list-style-type: none"> 東京都特別支援教育推進計画第二次実施計画（平成 20 年度～平成 22 年度）の策定 	
平成 22		<ul style="list-style-type: none"> 東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画（平成 23 年度～平成 28 年度）の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 小平市特別支援教育総合推進計画前期計画（平成 23 年度～平成 27 年度）の策定
平成 23	<ul style="list-style-type: none"> 障害者基本法の改正 		
平成 24	<ul style="list-style-type: none"> 共生社会に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（中央教育審議会初等中等教育分科会による報告） 通常の学級に在籍する発達障害等児童生徒の実態調査（文部科学省） 		<ul style="list-style-type: none"> 小平市教育振興基本計画（平成 25 年度～令和 4 年度）の策定
平成 25	<ul style="list-style-type: none"> 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（「障害者差別解消法」）の制定 学校教育法施行令の一部改正（障がいのある幼児・児童・生徒の就学先決定に係る考え方の変更） 障害者権利条約の締結 		
平成 27		<ul style="list-style-type: none"> 東京都発達障害教育推進計画（平成 28 年度～令和 2 年度）の策定 	<ul style="list-style-type: none"> 小平市特別支援教育総合推進計画後期計画（平成 28 年度～令和 2 年度）の策定

第1章 計画策定にあたって

年度	国	東京都	小平市
平成 28	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者差別解消法の施行 ・ 発達障害者支援法の改正 ・ 児童福祉法の一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校特別支援教室の順次導入（平成 28 年度から平成 30 年度の間に、都内全ての公立小学校に特別支援教室を導入） ・ 東京都特別支援教育推進計画（第二期）第一次実施計画（平成 29 年度～令和 2 年度）の策定 	
平成 29			<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校特別支援教室の一部先行実施
平成 30		<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校特別支援教室の順次導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校特別支援教室の全校実施
平成 31 令和元			<ul style="list-style-type: none"> ・ 第二期小平市子ども・子育て支援事業計画（令和 2 年度～令和 6 年度）の策定
令和 2			<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学校特別支援教室の一部先行実施 ・ 小平市特別支援教育総合推進計画第二期前期計画（令和 3 年度～令和 7 年度）の策定 ・ 小平市障がい者福祉計画（令和 3 年度～令和 8 年度）の策定 ・ 第六期小平市障害福祉計画、第二期小平市障害児福祉計画（令和 3 年度～令和 5 年度）の策定

第2章

小平市における 特別支援教育の現状と課題

第2章 小平市における特別支援教育の現状と課題

1 特別支援教育の資源の現状

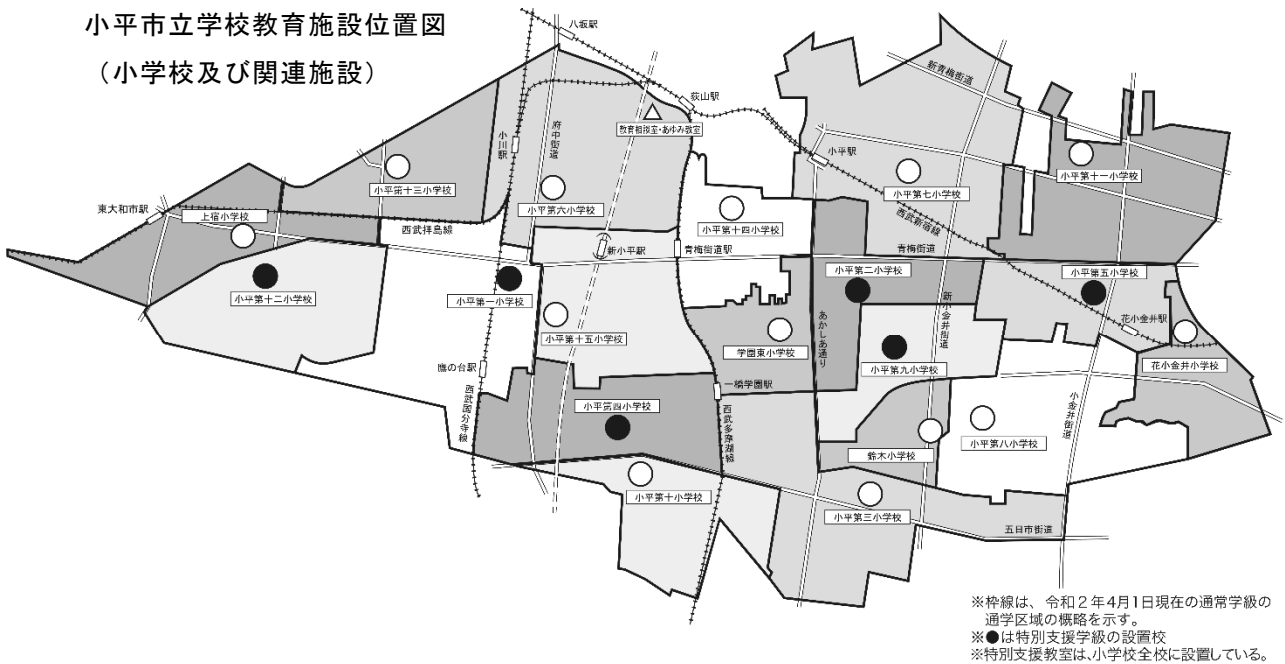
市立小・中学校には、知的障がい学級（固定制）が小学校6校と中学校5校に、特別支援教室が小学校19校全校と中学校3校に、難聴・言語障がい学級（通級制）が小学校1校にそれぞれ設置されています。

また、市内には様々な療育機関や相談支援機関があり、年齢や成長段階などに応じて支援を行っています。

(1) 小・中学校別の市内の特別支援学級の設置状況

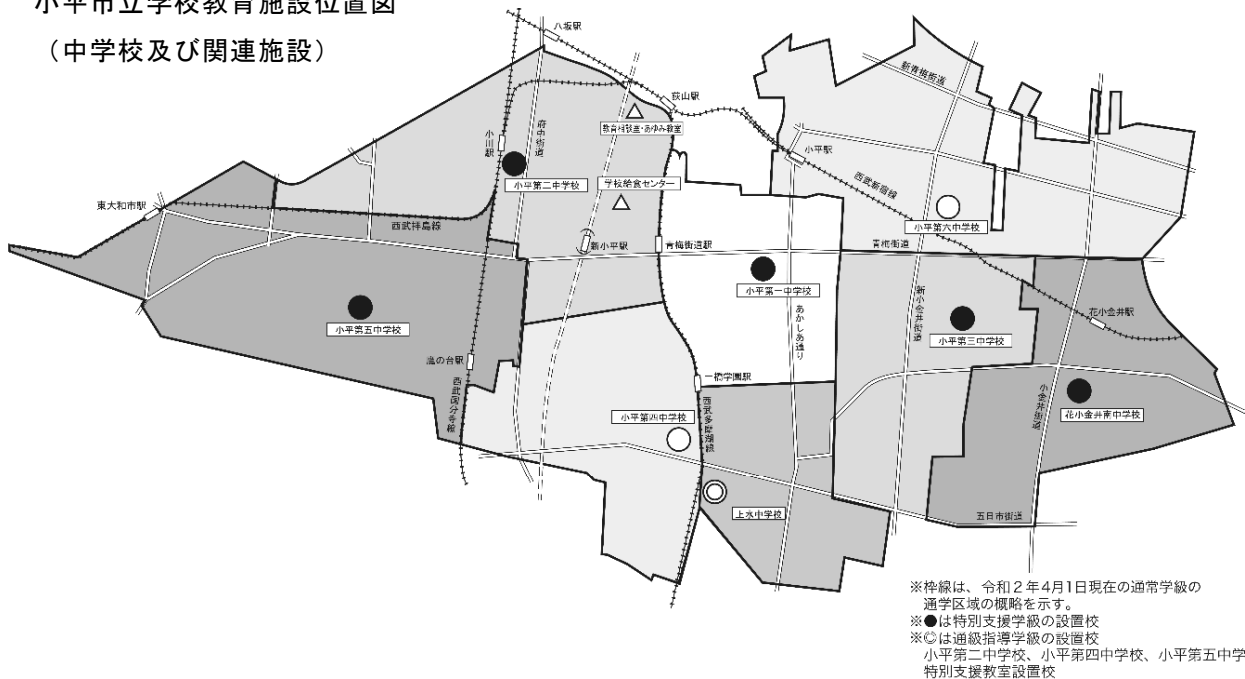
小平市立学校教育施設位置図

(小学校及び関連施設)



小平市立学校教育施設位置図

(中学校及び関連施設)



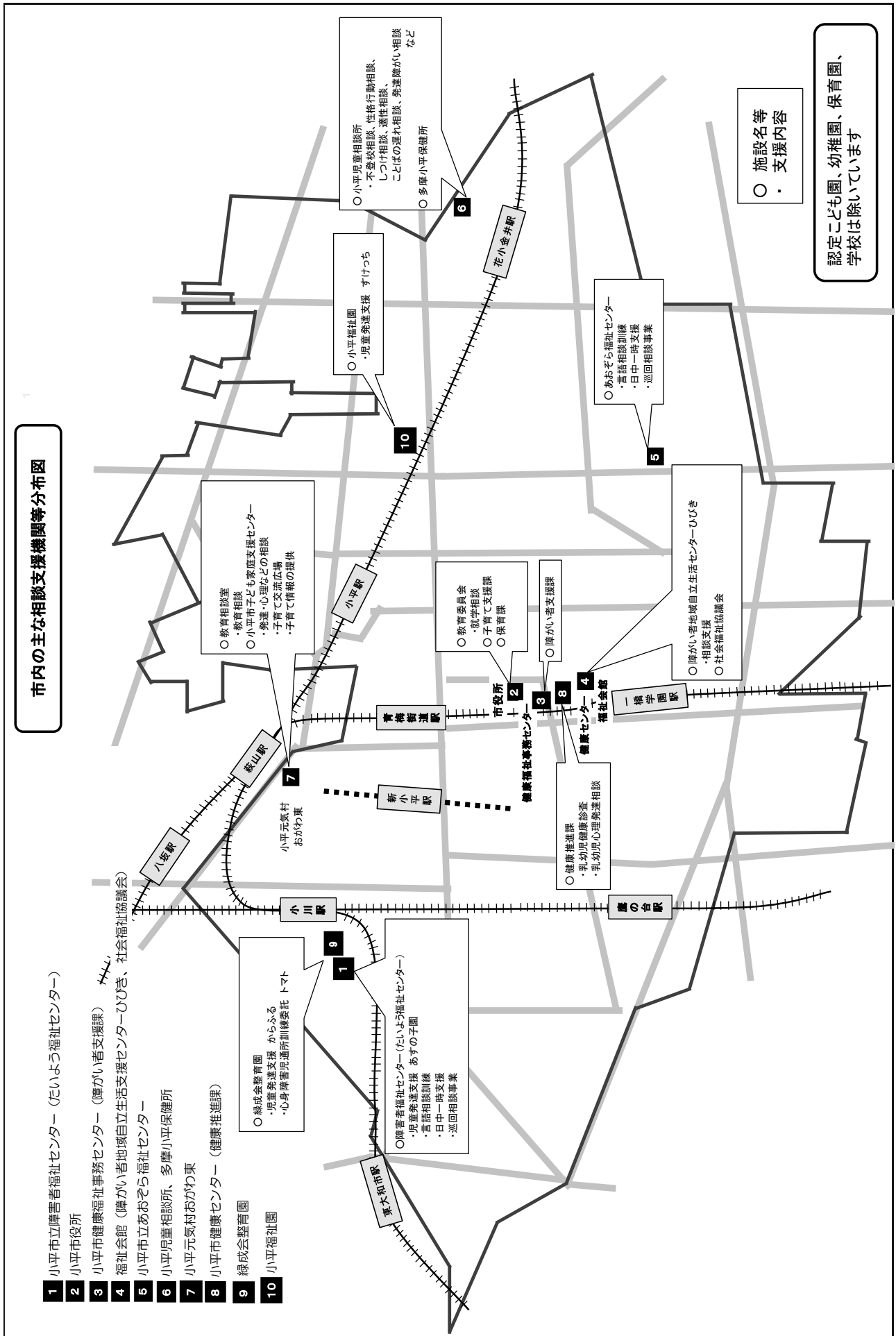
(2) 市内の療育等機関及び相談支援機関の現状

市内の療育等機関及び相談支援機関の現状

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	12歳	15歳	18歳
健診等 (早期発見)	乳幼児健康診査 (3~4か月、1歳6か月、3歳) 乳幼児心理発達相談 ほか 巡回相談 認定こども園、幼稚園、保育園 ・健康センター ・子ども家庭支援センター ・地域自立生活支援センター・ひびき ・児童相談所									
相談	教育相談室 就学相談室 ひびき 障害者福祉センター (たいよう福祉センター) あおぞら福祉センター ほか									
教育・保育・療育・放課後の生活支援の取組	小学校 通常の学級 特別支援教室 特別支援学級 特別支援学校 (小学部) 中学校 通常の学級 特別支援教室 特別支援学級 特別支援学校 (中学部) 高校 通常の学級 通級(R3~) 特別支援学校 (高等部) 言語相談訓練 障害者福祉センター(たいよう福祉センター)・あおぞら福祉センター 児童発達支援 放課後等デイサービス 心身障害児通所支援(委託) 緑成会 整育園 トマト 児童館 学童クラブ 放課後子ども教室									

※上記の機関のほか、医療機関、保健所、大学、民生委員・児童委員など、多様な社会資源が関わりをもちています。

第2章 小平市における特別支援教育の現状と課題



2 特別支援学級の児童・生徒の保護者アンケート結果から見る現状

(1) 調査概要

市では、「小平市特別支援教育総合推進計画(第二期)前期計画」の策定にあたり、特別支援学級や特別支援教室、通級指導学級に在籍する児童・生徒の保護者を対象に、本市の小学校や中学校で行われている特別支援教育についての状況と意見等を把握するため、令和元年度にアンケート調査を実施しました。

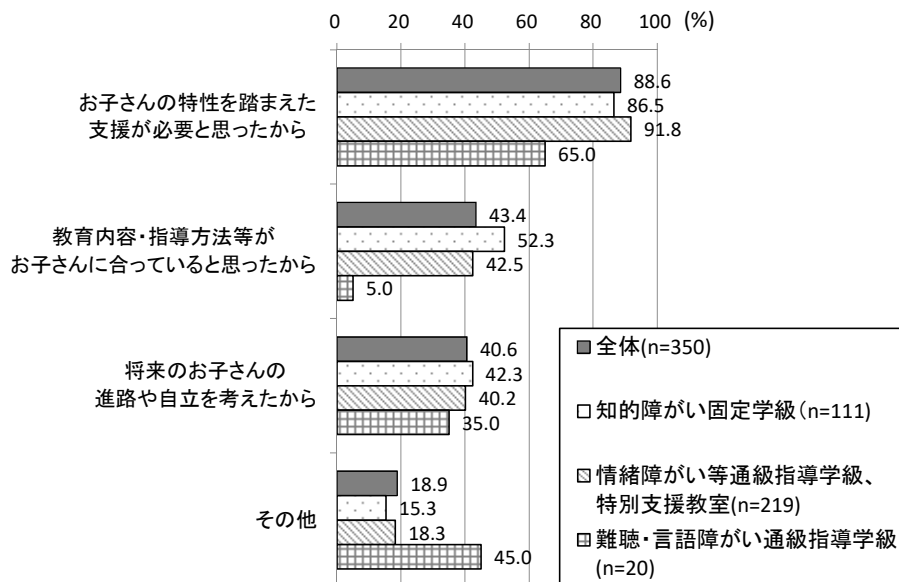
〈 調査 期 間 〉 令和元年11月5日から11月25日まで

〈 配 付 ・ 回 収 数 〉

調査対象	配付数	回収数	回収率
知的障がい固定学級	228	111	48.7%
情緒障がい等通級指導学級 ・特別支援教室	421	219	52.0%
難聴言語障がい通級指導学級	44	20	45.5%
合計	693	350	50.5%

(2) 調査結果

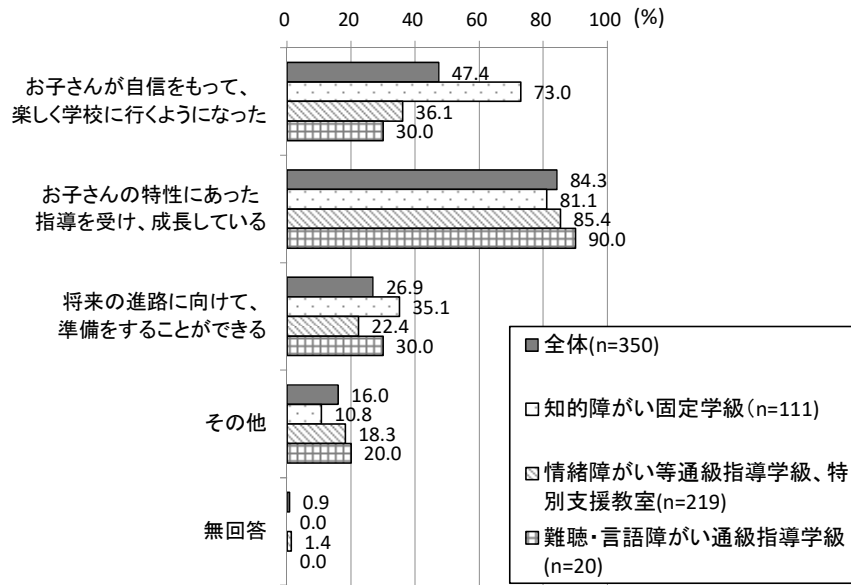
① 各学級・教室を考えるようになった理由（複数回答）



各学級・教室を考えるようになった理由は、「お子さんの特性を踏まえた支援が必要と思ったから」が最も多くなっています。

第2章 小平市における特別支援教育の現状と課題

② お子さんが、各学級・教室で指導を受けていることで、良かったと感じているところ（複数回答）

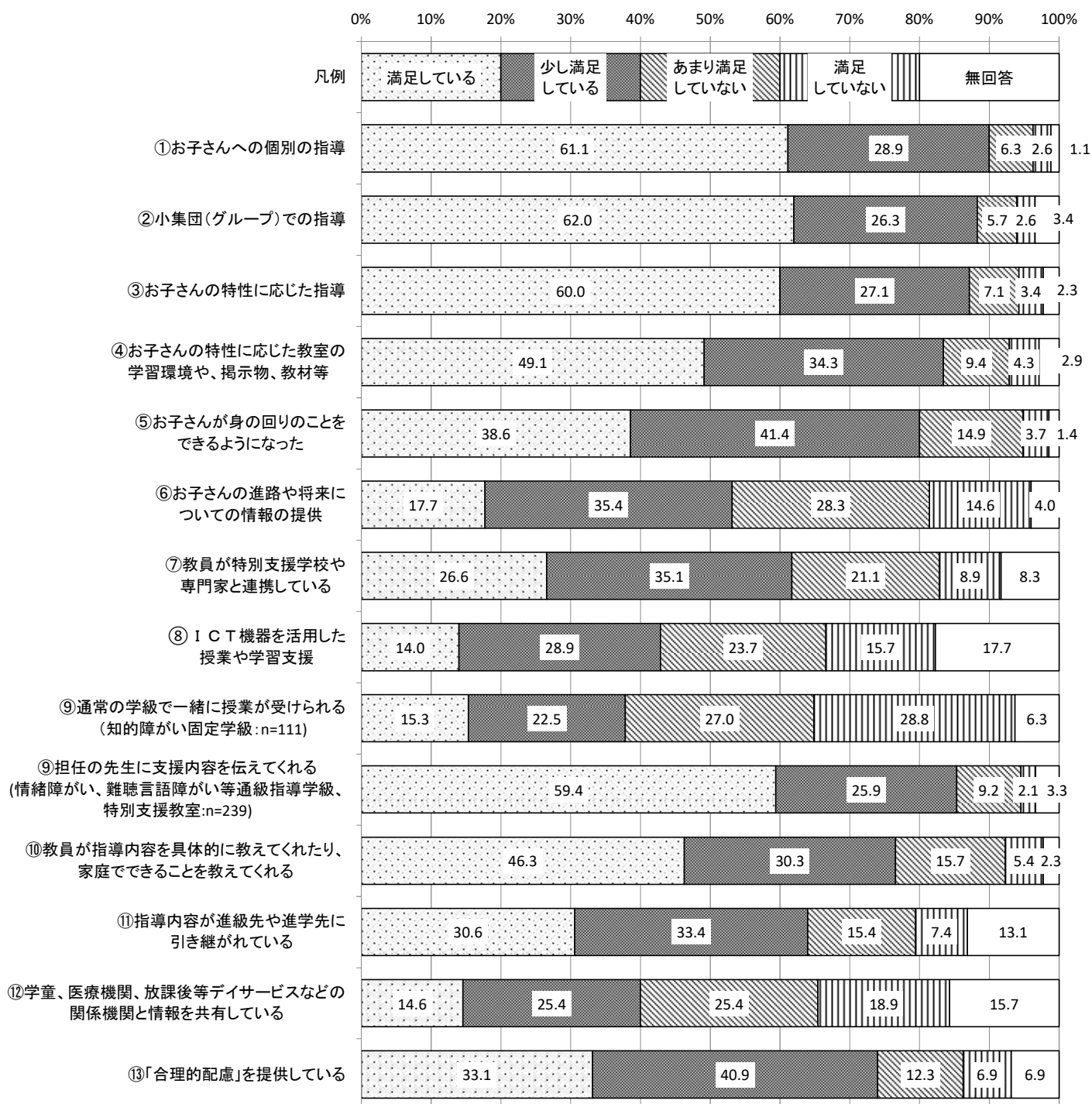


「お子さんの特性にあった指導を受け、成長している」という回答が最も多くなっています。知的障がい固定学級の保護者は「お子さんが自信をもって、楽しく学校に行くようになった」が他の学級等の保護者と比べて多くなっています。

第2章 小平市における特別支援教育の現状と課題

③ 各学級・教室についてどの程度満足しているか

【回答者全体 (n=350)】



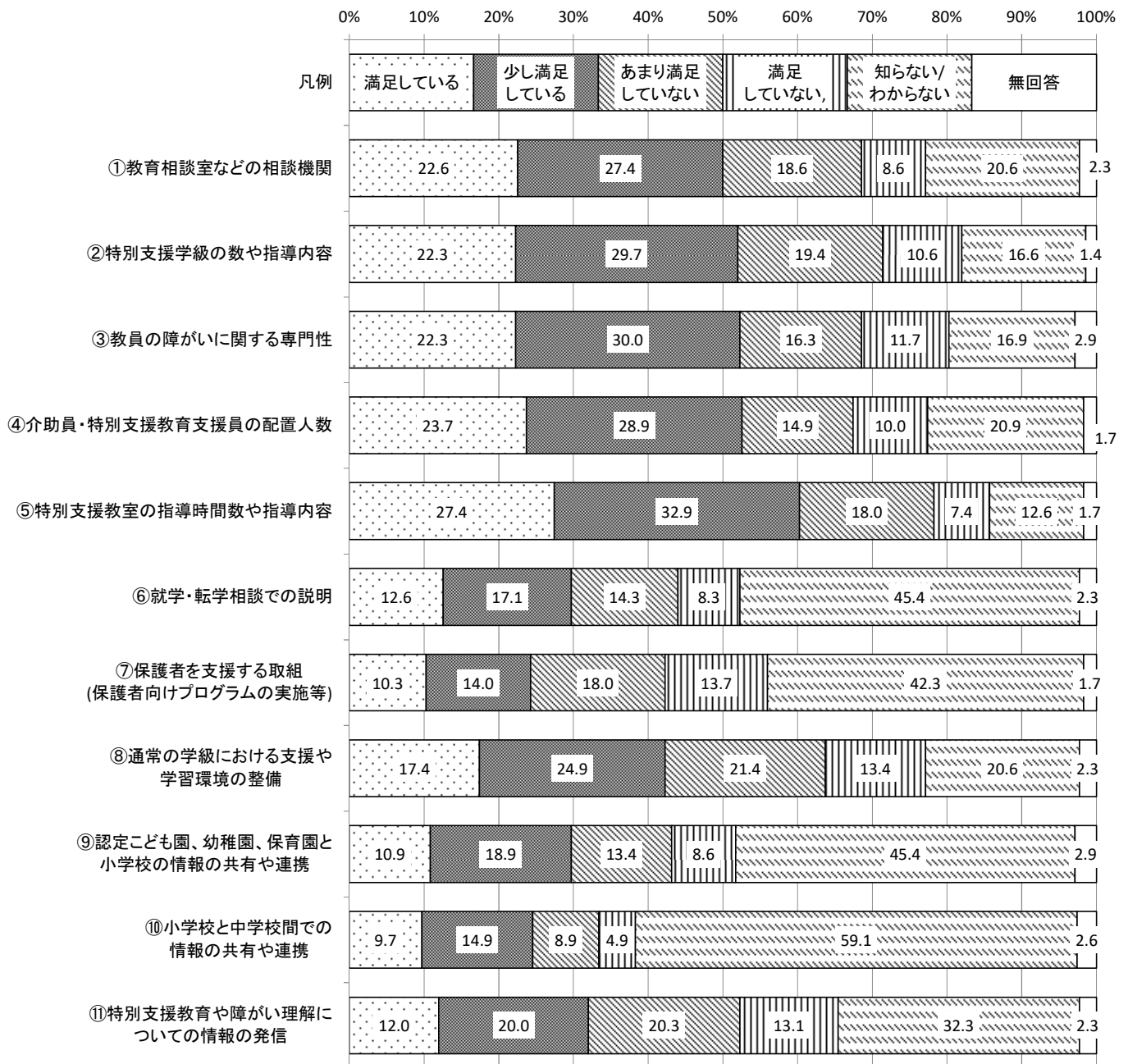
「①お子さんへの個別の指導」「②小集団(グループ)での指導」、「③お子さんの特性に応じた指導」は、満足しているという回答が60%以上となっています。

一方で、「⑥お子さんの進路や将来についての情報提供」、「⑧ I C T 機器を活用した授業や学習支援」、「⑨通常の学級で一緒に授業が受けられる(知的障がい固定学級)」、「⑫学童、医療機関、放課後等デイサービスなどの関係機関と情報を共有している」については、あまり満足していない、満足していないと回答した方の割合が多くなっています。

第2章 小平市における特別支援教育の現状と課題

④ 小平市教育委員会の特別支援教育の推進や充実にに向けた取組への評価

【回答者全体 (n=350)】



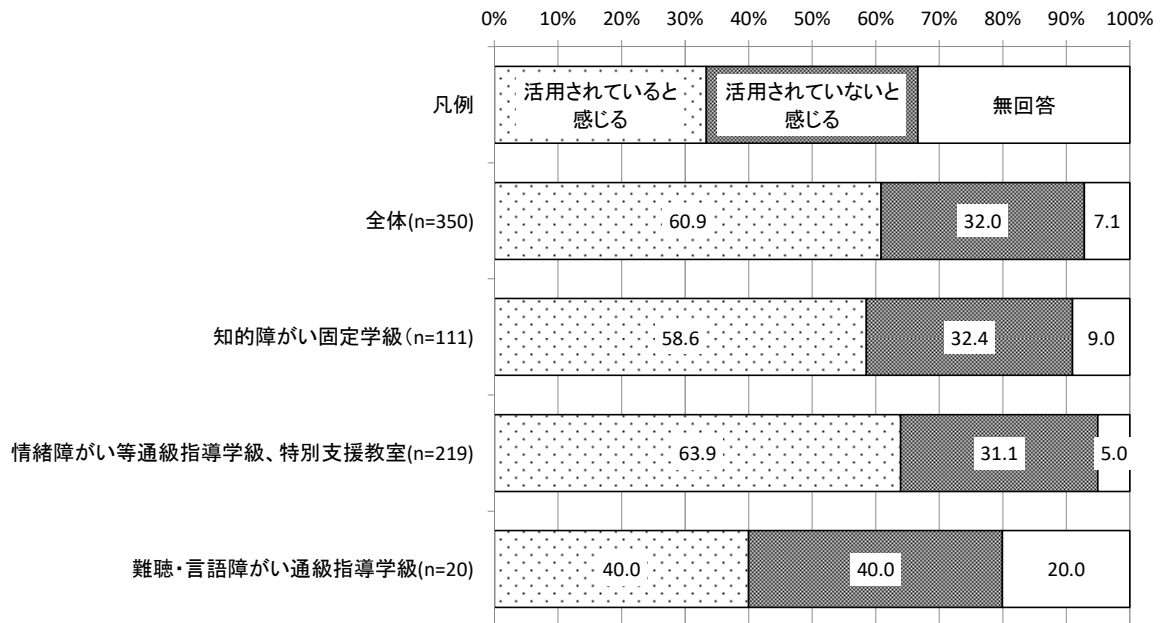
「③教員の障がいに関する専門性」、「④介助員・特別支援教育支援員の配置人数」、「⑤特別支援教室の指導時間数や指導内容」などは、満足している、少し満足していると回答した方の割合が多くなっています。

一方で、「⑦保護者を支援する取組」、「⑧通常の学級における支援や学習環境の整備」、「⑪特別支援教育や障がい理解についての情報の発信」については、あまり満足していない、満足していないと回答した方の割合が多くなっています。

また、「⑥就学・転学相談での説明」、「⑦保護者を支援する取組」、「⑨認定こども園、幼稚園、保育園と小学校の情報の共有や連携」、「⑩小学校と中学校間での情報の共有や連携」については、知らない・わからないと回答した方の割合が多くなっています。

第2章 小平市における特別支援教育の現状と課題

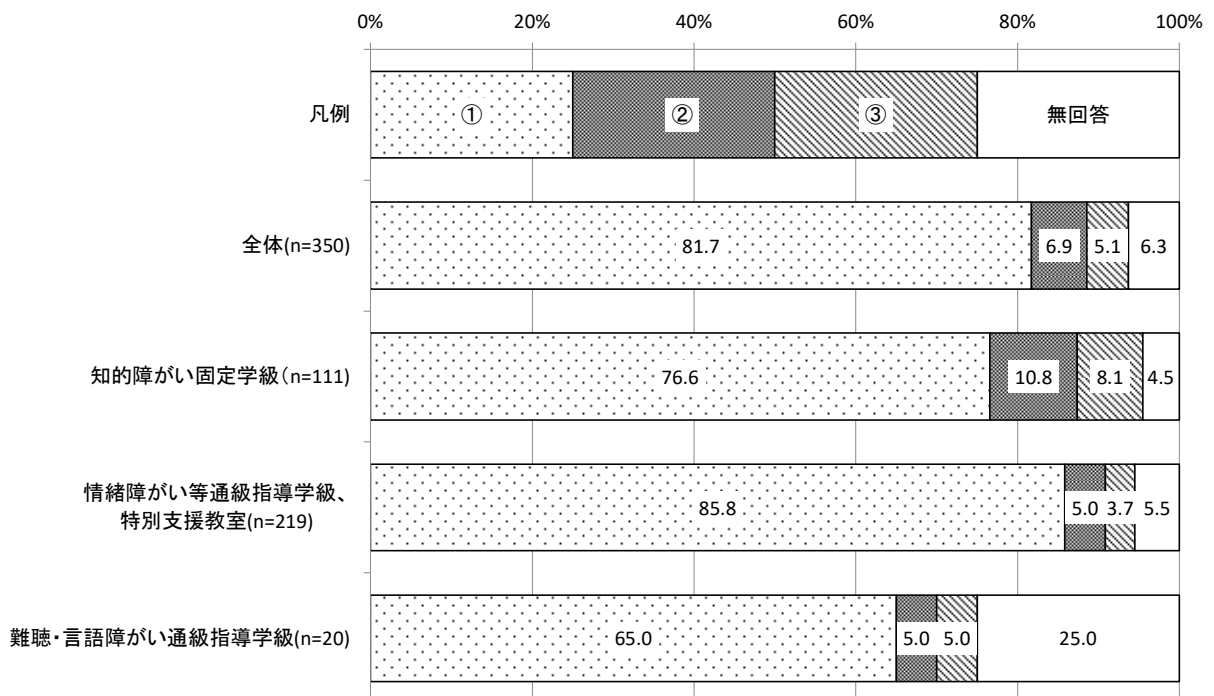
⑤ 「学校生活支援シート」の活用について



「学校生活支援シート」が活用されていると感じている保護者は全体の60.9%となっています。

⑥ 「個別指導計画」に基づいた指導や支援について

- 選択肢＝①「個別指導計画」に基づき、指導や支援が行われていると感じる
 ②「個別指導計画」に基づいた、指導や支援が行われていないと感じる
 ③「個別指導計画」に基づいていないが、適切な指導や支援は行われていると感じる

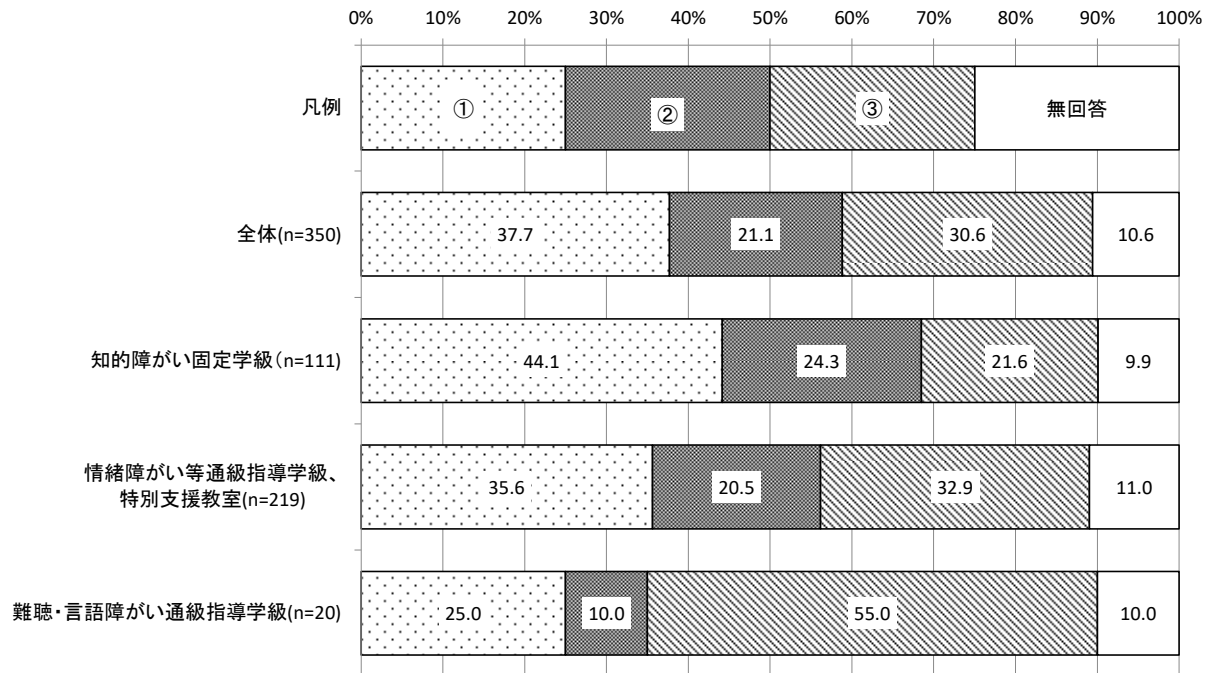


個別指導計画に基づき指導や支援が行われていると感じている保護者が全体の81.7%となっています。

第2章 小平市における特別支援教育の現状と課題

⑦ 「こげら就学支援シート」の活用について

- 選択肢＝①「こげら就学支援シート」が、活用されたと感じる
 ②「こげら就学支援シート」が、活用されていないと感じる
 ③「こげら就学支援シート」を小学校へ提出していない



こげら就学支援シートが活用されたと感じている保護者は全体の37.7%となっています。こげら就学支援シートを小学校に提出していない保護者は、30.6%となっています。今後、こげら就学支援シートの活用方法の更なる周知や、活用を促進するための手だてを構築する必要があります。

(3) 調査結果総括

保護者から、次の取組について更なる充実を求められていることが分かりました。

- 通常の学級における支援や学習環境の整備
- 学校生活支援シート、個別指導計画、こげら就学支援シートの活用
- ICT機器を活用した授業や学習支援
- 交流及び共同学習の推進
- 学童、医療機関、放課後等デイサービス等の関係機関との情報連携
- 特別支援教育や障がい理解についての情報発信
- 児童・生徒の進路や将来を見据えた情報提供
- 保護者支援の取組の周知及び推進

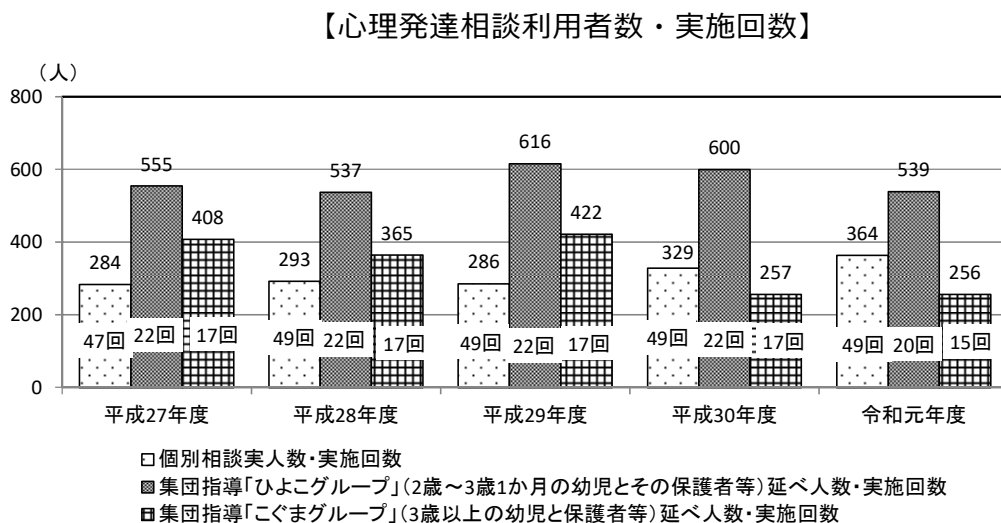
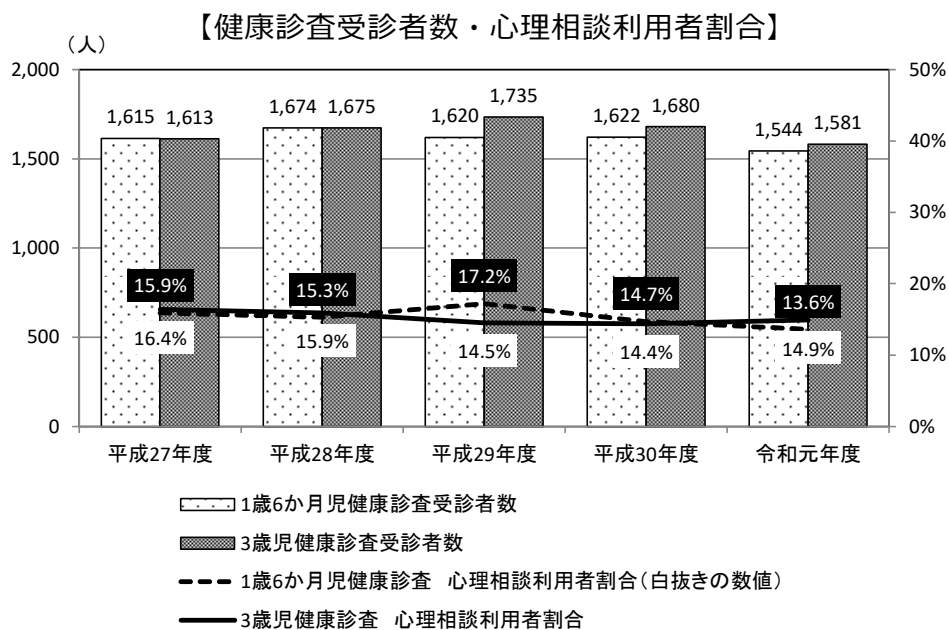
3 施策ごとの現状（成果）と課題

(1) 乳幼児期

① 早期発見・早期支援の充実

ア 乳幼児健康診査等

乳幼児健康診査時、診察や心理相談の結果、発達の遅れなどで心配のある経過観察が必要な乳幼児とその保護者を対象に、心理発達相談で心理相談員による個別相談を実施しています。個別相談において集団による経過観察が望ましいと判断された親子に対し、子どもの成長・発達を促すこと、保護者の育児不安に対し支援することを目的として、集団指導を行っています。



第2章 小平市における特別支援教育の現状と課題

＜現状（成果）と課題＞ ○現状（成果） ■課題（以下同様）

- 乳幼児健康診査の心理相談実施後、継続して実施する心理発達相談では、個別相談を希望する保護者が増加するとともに、1回当たりの相談時間も長くなっています。また、集団指導が必要な発達の経過観察を要する幼児とその保護者も増加しています。なかなか集団指導に参加できない親子もいる状況になり、平成29年度に1組当たりの参加する日数を減らすなどして、多くの方が参加できるような工夫を図りました。

イ 発達支援に関する相談拠点の整備と活用

＜現状（成果）と課題＞

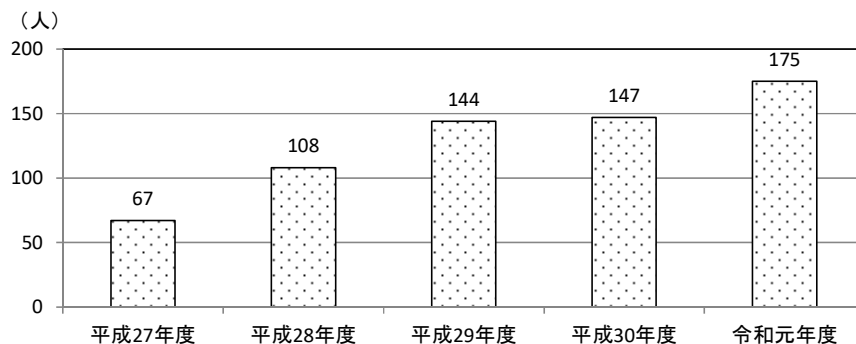
- 発達支援相談拠点の機能を併せもつ児童発達支援センターを設置するため、小平市児童発達支援センター検討委員会を設置し、その具体的な機能等について、専門家や親の会代表から意見を聴きながら、検討を行い、平成31年3月に報告書を取りまとめました。
- 福祉、保健、子育て、教育、医療分野が横断的に連携し、ライフステージに合わせた継続的な支援体制の構築に向けた更なる検討が必要です。

② 早期療育の充実

ア 児童発達支援

児童発達支援では、未就学の障がい児（発達障がい児や療育の必要性が認められた児童を含む）を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得及び集団生活への適応訓練を行っています。

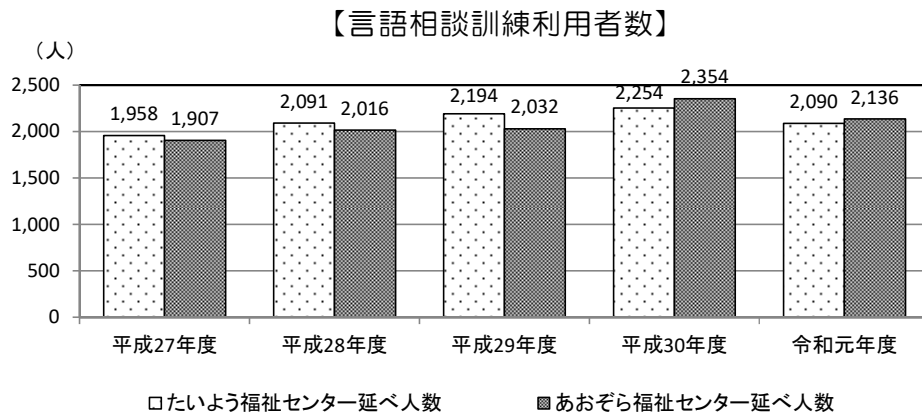
【児童発達支援利用者数】



第2章 小平市における特別支援教育の現状と課題

イ 言語相談訓練

たいよう福祉センター、あおぞら福祉センターにおいて、ことばやコミュニケーションに不安のある児童、またはその家族を対象に、言語聴覚士による個別相談や個別訓練・グループ訓練を行っています。



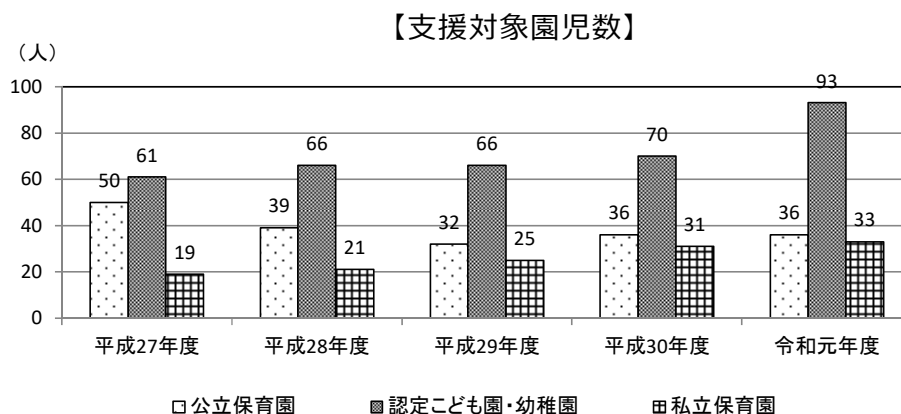
<現状（成果）と課題>

- 児童発達支援は、利用者の増加に伴い個々に対するきめ細かな対応が困難になってきており、支援体制の整備が求められています。
- 言語相談訓練については、利用者の増加に対応するため、言語聴覚士を増員するなどの体制の充実を図りましたが、利用定員を超える希望があり、待機者が発生している状況です。言語聴覚士等の人員の充実及び訓練を実施する施設の確保が課題となっています。

③ 認定こども園、幼稚園、保育園での活動支援

ア 障がい児の保育・教育の充実

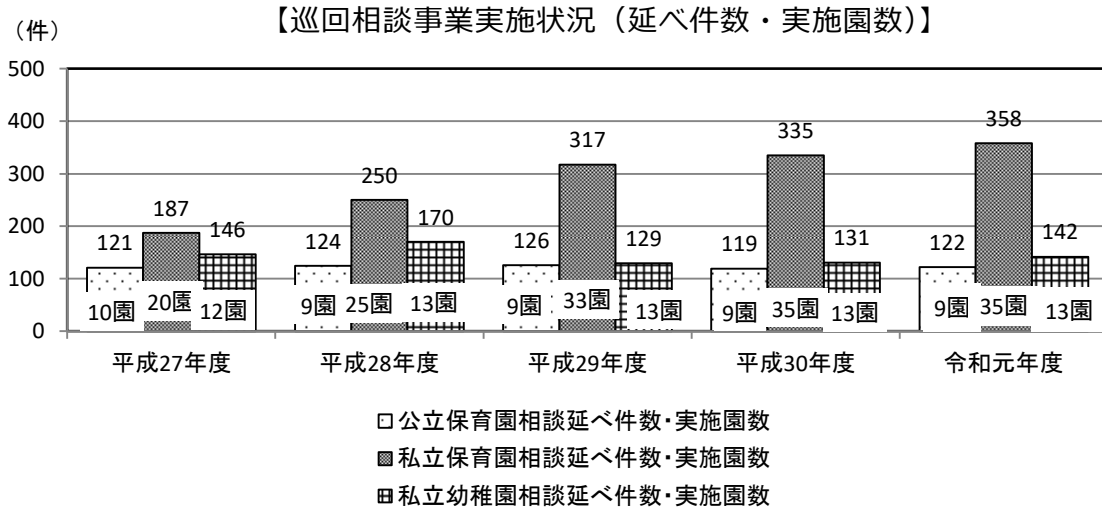
障がい児に配慮した保育や支援に努めるとともに、さまざまな機会を捉え、園児や保護者の障がいに対する理解促進を図りました。また、配慮の必要な子には公立保育園では臨時職員の加配、認定こども園、幼稚園、私立保育園に対しては、必要な経費の支援を行いました。



第2章 小平市における特別支援教育の現状と課題

イ 巡回相談事業

言語聴覚士、臨床発達心理士などの相談員が市内の認定こども園、幼稚園、保育園を巡回し、幼稚園教諭や保育士に対して、園児の発達等に関する指導・助言を行っています。相談員の判断を参考に、必要に応じて作業療法士が園へ出向き、助言等を行います。



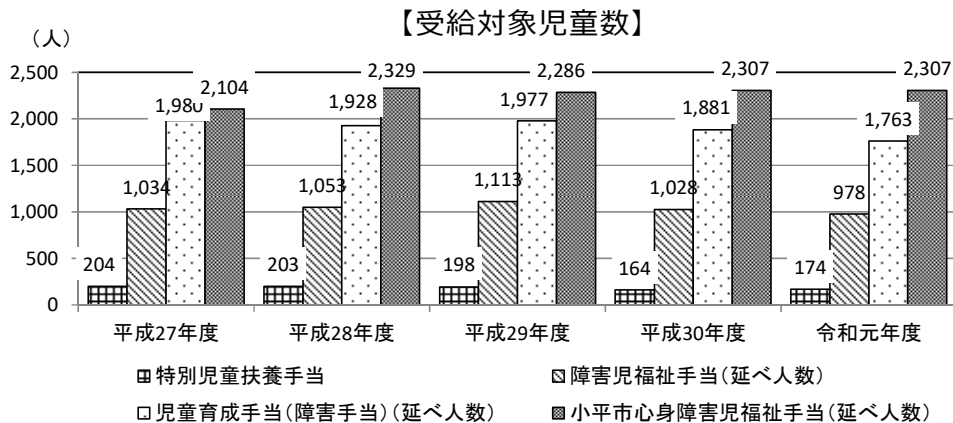
<現状（成果）と課題>

- 相談回数を重ねることで、幼稚園教諭や保育士等の対応力も向上し、支援の必要な園児の早期発見の機会がより拡大しています。
- 相談延べ件数などが増加していることから、巡回相談事業の充実を図りました。
- 相談員である作業療法士の専門的知見からの助言・指導も多く求められており、人材の確保が課題となっています。

④ 発達に遅れのある子ども等とその家庭の支援

ア 手当給付

障がいのある児童の福祉を進めるために、国が定める基準により特別児童扶養手当、障害児福祉手当、東京都に基準による児童育成手当（障害手当）、市独自の基準による小平市中心身障害児福祉手当を支給しています。



第2章 小平市における特別支援教育の現状と課題

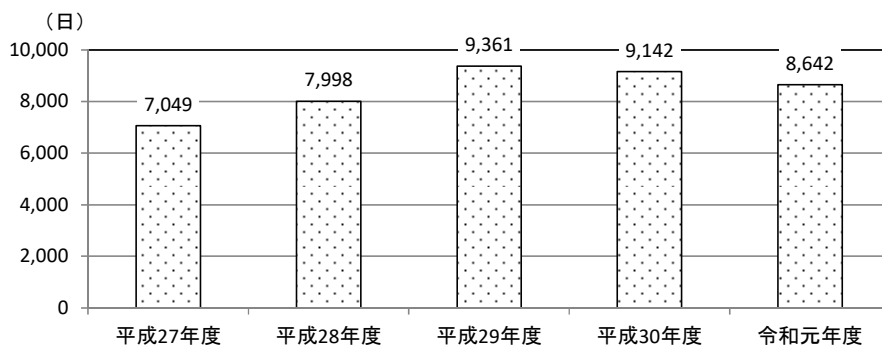
<現状（成果）と課題>

- 今後も、市報、ホームページ、関係課などを通じて、繰り返し広報を行うことが必要です。

イ 短期入所（ショートステイ）

短期入所（ショートステイ）事業では、在宅している障がいのある人の家族が、疾病やその他の理由で介護ができない場合に、障がい者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所により、入浴、排せつ、食事の介護等の必要な支援を行います。

【短期入所（ショートステイ）利用延べ日数】



※18歳以上の利用日数を含む。

<現状（成果）と課題>

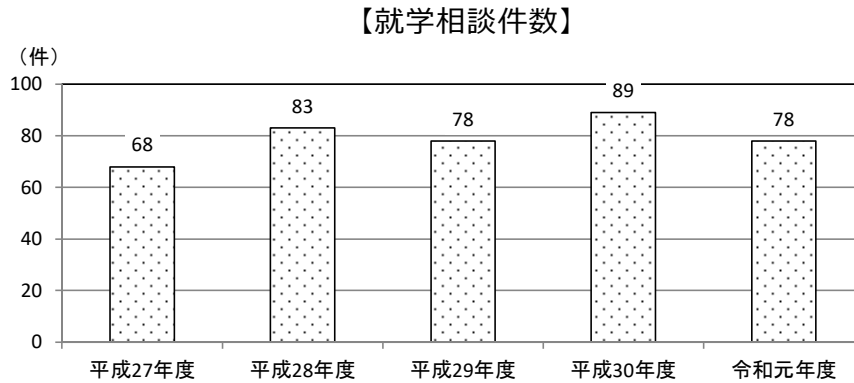
- 小平市内の利用者が利用しやすい環境整備のため、事業者への働きかけや支援等を行ってきました。成果として平成28年度以降の利用延日数が増加しました。
- 障がい児を受け入れることができる短期入所事業所が市内に少ないため、市外の事業所の情報提供が求められています。

(2) 小・中学校期

① 就学先の選択や円滑な接続の支援

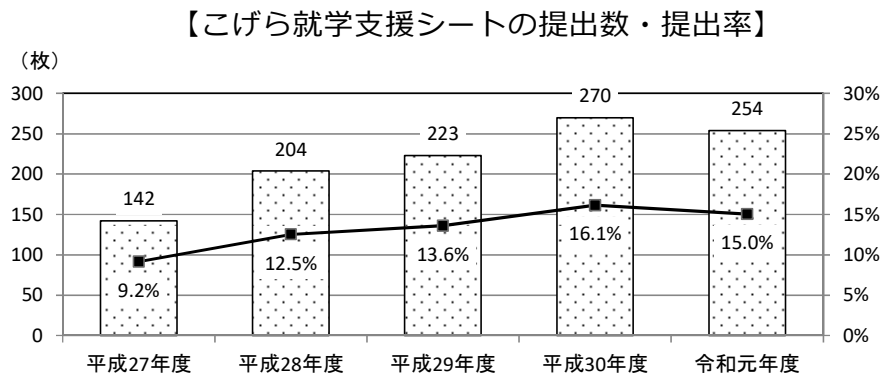
ア 就学相談

特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人に応じた教育を保障するため、就学相談室で就学相談を受け付け、申込みを受けた児童・生徒について就学相談を実施し、障がいの種類や程度等に応じた教育を受ける場を保護者と一緒に考えます。



イ こげら就学支援シート

こげら就学支援シートは、家庭や認定こども園、幼稚園、保育園等での支援や配慮を小学校に引き継ぐことを希望する保護者が入学前に作成し、小学校に提出します。主に学級編制や指導の参考にしていますが、保護者が希望する場合には、学童クラブにもこげら就学支援シートの写しを提出し、小学校と同様に支援や配慮を引き継ぐことができます。



※ 提出率=提出枚数/入学児童数(特別支援学級入学児童を含む)

第2章 小平市における特別支援教育の現状と課題

<現状（成果）と課題>

- 平成29年度より、就学支援委員会専門員に心理職の専門家である臨床心理士を3名加えました。就学支援委員会及び情緒小委員会の際に、臨床心理に関する専門的な知識、経験に基づいた意見、助言が得られ、より総合的な判断を行うことができるようになりました。また、対象児童・生徒に対する特別支援教育の利用の有無（入級の可否、通級可否等）のみではなく、本人の状態に基づく支援方法などの助言があり、より児童・生徒一人一人の特性を踏まえた審議が可能となりました。
- 特別支援教室への入室相談及び通級指導学級への入級相談件数が増加しており、それに伴い、就学支援委員会及び情緒小委員会の開催回数も増加しています。
- こげら就学支援シートは、着実に提出数が増加し、幼稚園・保育園と小学校の連携強化において重要な役割を果たしています。
- こげら就学支援シート提出後の更なる活用と、保護者への丁寧な説明が求められています。

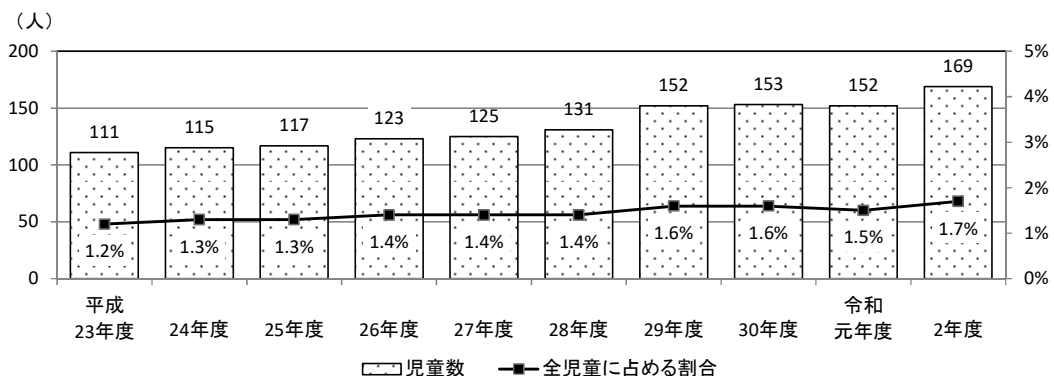
② 学校教育の充実

ア 特別支援学級の児童・生徒数（各年度5月1日現在）

（ア） 知的障がい学級（固定制）〔小学校6校・中学校5校〕

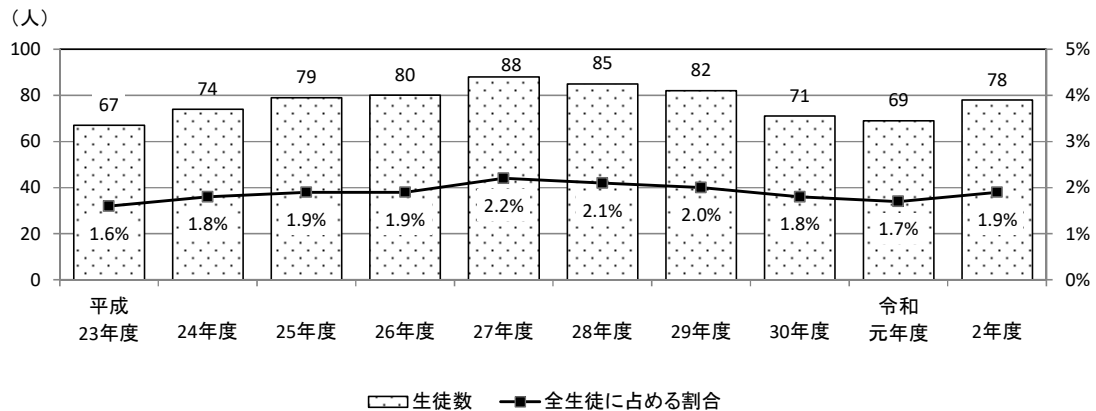
小学校の知的障がい学級（固定制）の在籍児童数は、増加傾向にあります。中学校はおおむね70人から80人程度で推移しています。

【小学校知的障がい学級（固定制）の児童数】



第2章 小平市における特別支援教育の現状と課題

【中学校知的障がい学級（固定制）の生徒数】

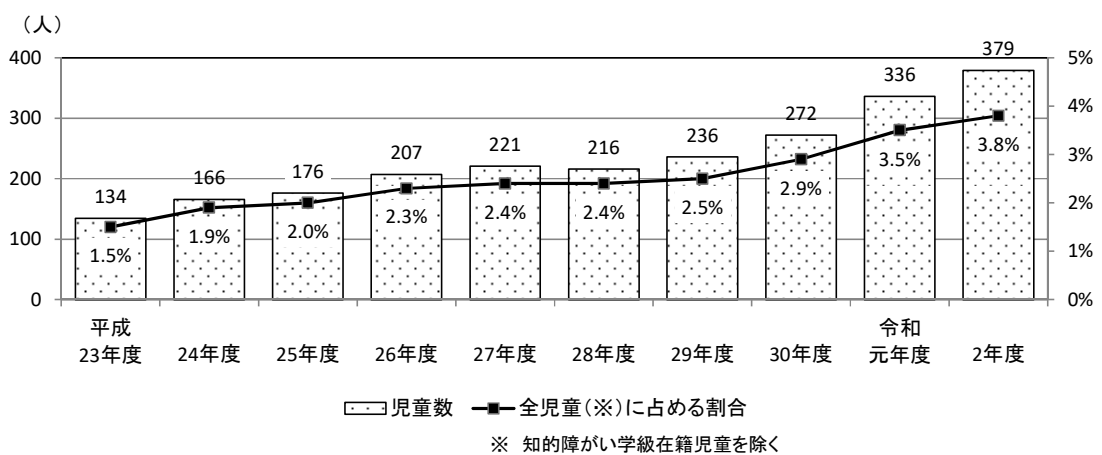


(イ) 情緒障がい等通級指導学級・特別支援教室 [小学校19校・中学校3校]

小学校については、東京都のガイドラインに沿い、平成29年度から2か年かけて特別支援教室を全19校に導入しました。これにより、他校に設置されている通級指導学級へ通うことなく、自校内で指導を受けられる体制が整いました。現在、5校の拠点校から計14校へ巡回指導教員が出向いて指導を行い、利用者数も増加が続いています。

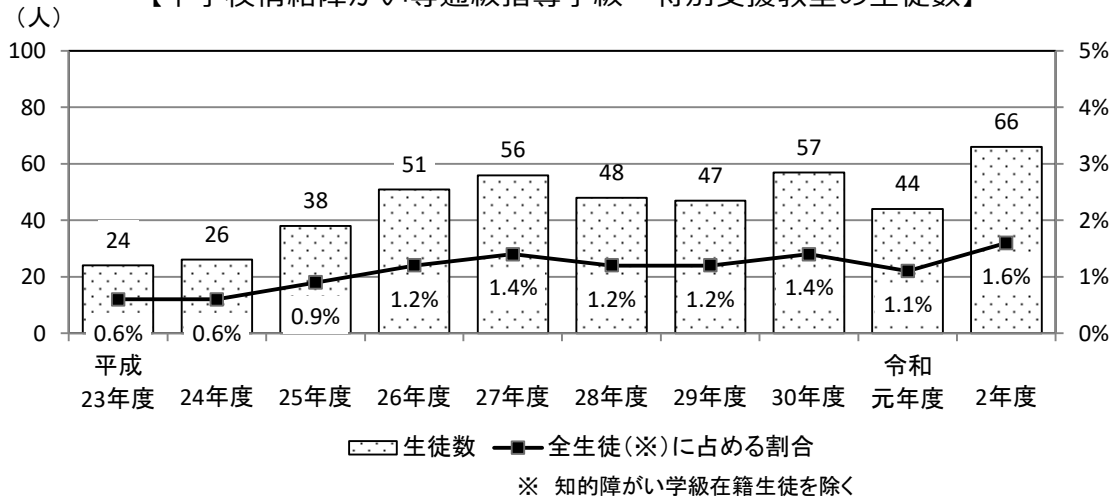
中学校においても、東京都のガイドラインに沿い、令和2年度から令和3年度にかけて全8校に導入するものとして、令和2年度は3校の通級指導学級が特別支援教室に移行しました。令和3年度は残り5校について通級指導学級からの転換を図ります。

【小学校情緒障がい等通級指導学級・特別支援教室の児童数】



第2章 小平市における特別支援教育の現状と課題

【中学校情緒障がい等通級指導学級・特別支援教室の生徒数】

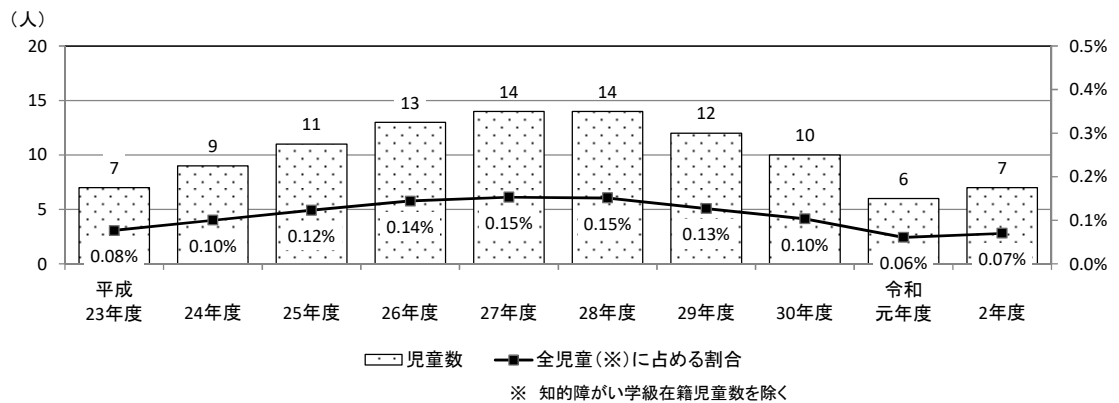


(ウ) 難聴・言語障がい通級指導学級【小学校1校】

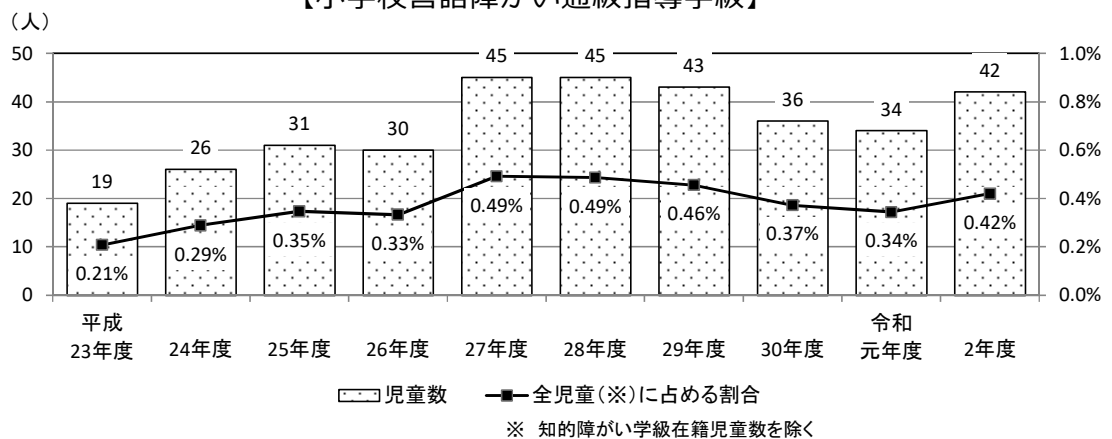
きこえの教室（難聴通級指導学級）の利用者数は、近年減少傾向となっています。

ことばの教室（言語障がい通級指導学級）の利用者数は、おおむね30人から40人程度で推移しています。

【小学校 難聴通級指導学級の児童数】



【小学校言語障がい通級指導学級】



イ 学校における体制整備・指導の充実

(ア) 校内委員会

すべての小・中学校では、校内委員会を活用し、校長のリーダーシップの下、特別な支援を必要とする児童・生徒の実態把握や支援方法の検討を行い、児童・生徒や保護者の継続的な支援を行っています。

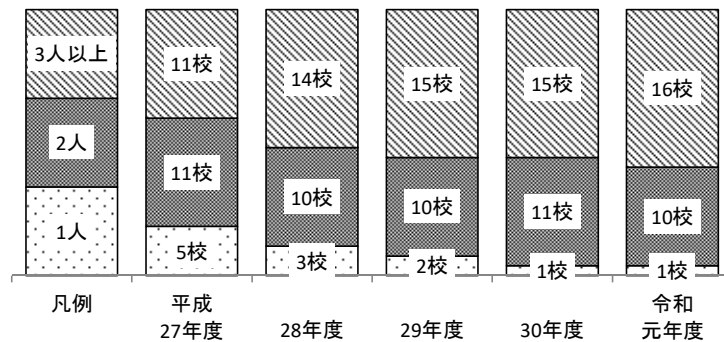
<現状（成果）と課題>

- 全校で校内委員会を定期的を開催し、複数の教員で特別な支援を必要とする児童・生徒の実態や課題を把握した上で、支援方法を協議し校内で共通理解を図ることで、学校全体での適切な支援を行うことができました。
- 不登校の事例で、原因の背景に発達障がいの特性が関連していると示唆されるケースが増えており、一人一人の児童・生徒の支援方法について、十分に検討できる校内体制を学校の実情に応じて工夫する必要があります。

(イ) 特別支援教育コーディネーター

全小・中学校が特別支援教育コーディネーターを指名し、校内委員会や校内研修の企画・運営、関係機関との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担っています。

【特別支援教育コーディネーター指名人数（学校数）】



<現状（成果）と課題>

- 特別支援教育コーディネーターを複数配置する学校が増加しました。このことにより、校内の情報共有を円滑に行うことや、複数の視点で業務を行うことが可能となっています。
- 引き続き、特別支援教育コーディネーターの複数指名等により、活動の充実を図ることが必要です。

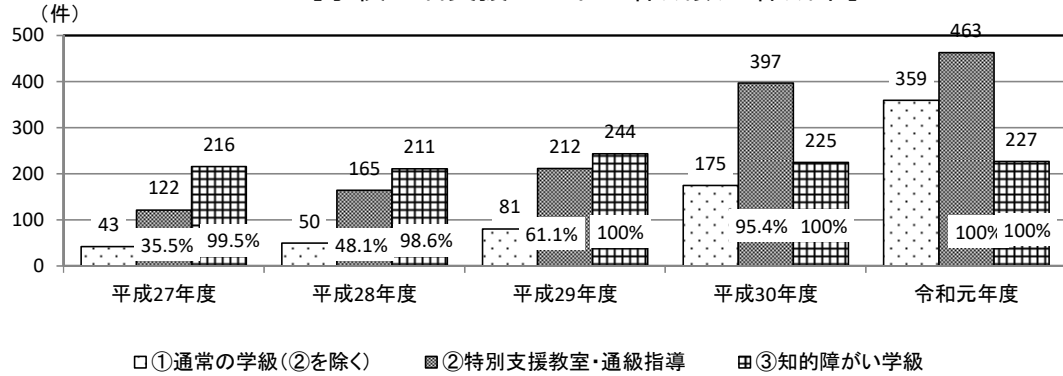
第2章 小平市における特別支援教育の現状と課題

(ウ) 学校生活支援シート・個別指導計画

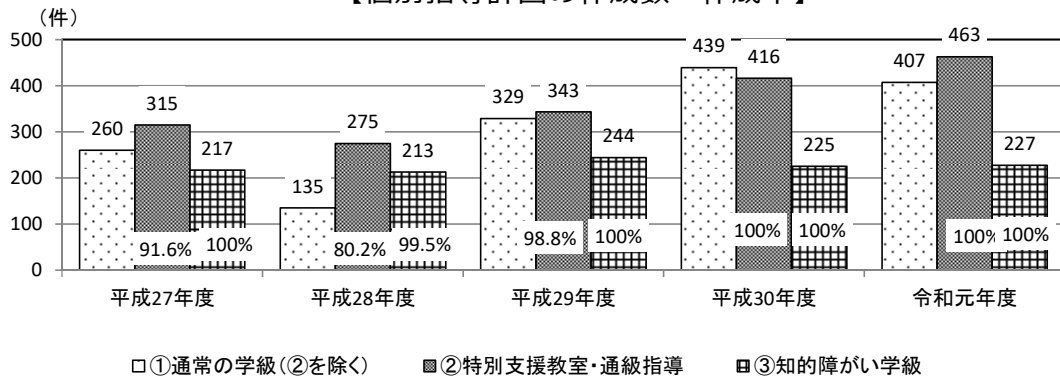
学校生活支援シートは、特別な支援を必要とする児童・生徒や保護者の希望を踏まえて、関係機関と連携して、乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある支援を行う長期的な基本計画です。

個別指導計画は、より具体的に学習面・生活面の指導目標や指導内容、方法等を盛り込んだ短期的な実行計画です。

【学校生活支援シートの作成数・作成率】



【個別指導計画の作成数・作成率】



<現状（成果）と課題>

- 平成30年度に学校生活支援シート・個別指導計画の小平市統一書式を作成・配布することで、学校生活支援シート及び個別指導計画の作成件数が増加しました。
- 今後は、学校生活支援シート及び個別指導計画について、関係機関との情報共有や学校間での引き継ぎなど、効果的な活用を充実させる必要があります。

第2章 小平市における特別支援教育の現状と課題

ウ 教育委員会における環境整備

(ア) ICT機器による学習支援の充実

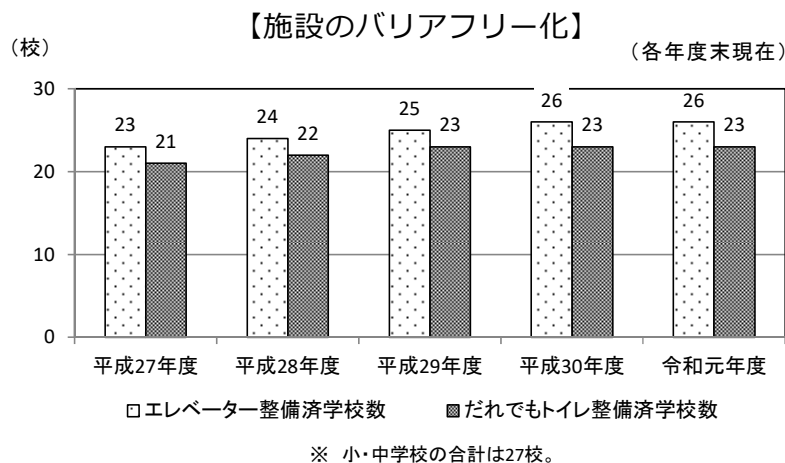
市立小・中学校の知的障がい学級（固定制）にタブレット端末を配備し、障がいの状態や認知の特性等に応じた効果的な学習支援の充実に取り組んでいます。

<現状（成果）と課題>

- 平成27年度から3か年かけて、市立小・中学校の知的障がい学級（固定制）にタブレット端末をおおよそ児童・生徒4人につき1台を配備し、活用することで児童・生徒の学習内容の理解の促進につながりました。
- 令和2年度に児童・生徒1人につき1台のPC端末を配備しました。今後の活用状況に応じて、より個に応じた効果的な学習支援の充実と学習意欲の向上を図るために、デジ教科書の活用をはじめ、配備したPC端末の活用方法（読み上げ、書き込み、視覚化等）について研究していく必要があります。

(イ) 個に応じた環境整備

児童・生徒の障がいの状態や教育的ニーズを踏まえて、施設・設備等の環境整備を行います。



<現状（成果）と課題>

- 平成28年度から令和元年度にかけて、3校にエレベーターを整備しました。このことにより、小・中学校27校中26校に整備が完了しました。
- 平成28年度から令和元年度にかけて、2校に「だれでもトイレ」を整備しました。このことにより、小・中学校27校中23校に整備が完了しました。
- 今後も、個々の児童・生徒の状態と長期的な視点を踏まえた整備が必要です。

第2章 小平市における特別支援教育の現状と課題

(ウ) 介助員の配置

児童・生徒の教育活動や学校生活の充実を図るため、知的障がい学級（固定制）と肢体不自由の児童・生徒に介助員を配置しています。

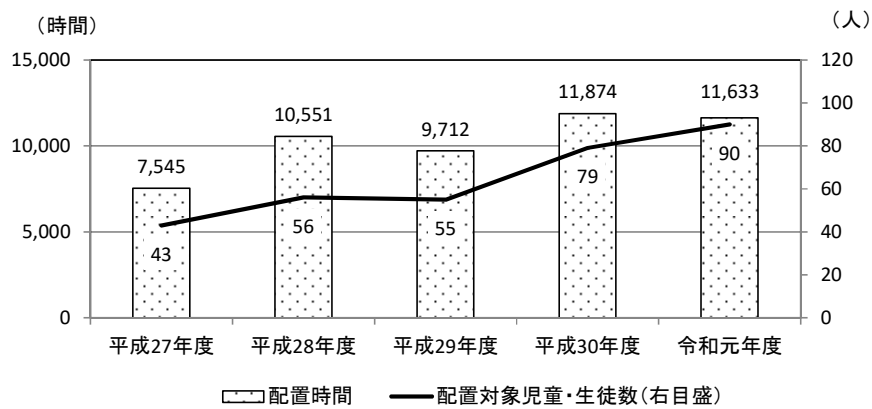
<現状（成果）と課題>

- 平成30年度から、中学校の知的障がい学級（固定制）における宿泊学習、修学旅行時に介助員を1名配置し、生徒の安全管理及び指導の充実を図りました。
- 令和元年度から、肢体不自由の児童・生徒への介助員の配置日数を週3日から週4日に拡充し、児童・生徒の学校生活の充実を図りました。
- 中学校の知的障がい学級（固定制）では、より個に応じた支援を行うために、通常授業時における介助員の配置の検討が必要です。
- 肢体不自由の児童・生徒への介助員の配置日数については、更なる拡充の検討が必要です。

(エ) 特別支援教育支援員の配置

発達障がい等の特別な支援を必要とする児童・生徒に対してより適切な学習支援、生活支援等を行えるように、小・中学校へ特別支援教育支援員を配置しています。

【特別支援教育支援員の配置実績】



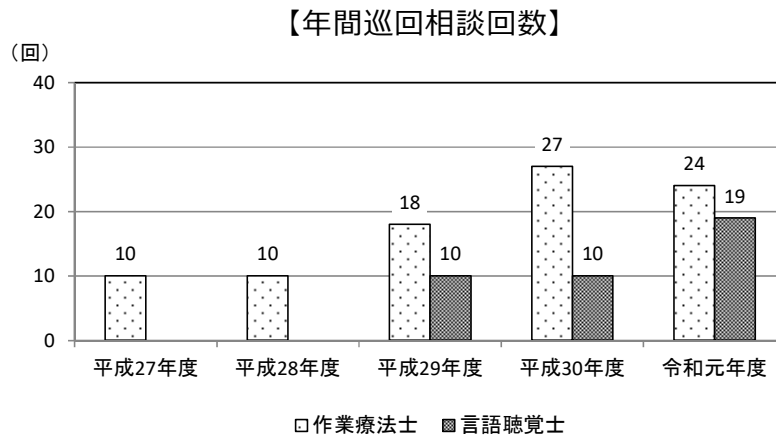
<現状（成果）と課題>

- 平成28年度に特別支援教育支援員の配置時間を拡充し、支援の充実を図りました。
- 配置対象児童・生徒数が増加しており、更なる配置時間数の拡充の検討が必要です。

第2章 小平市における特別支援教育の現状と課題

(オ) 巡回相談員の派遣

巡回相談員が、各学校を巡回し、担任や特別支援教育コーディネーター等に、児童・生徒の個別ニーズの把握や支援の内容・方法について、相談、助言を行います。



<現状（成果）と課題>

- 児童・生徒の実態に即した専門的な助言を受けられるよう、心理士や作業療法士に加え、平成29年度から言語聴覚士による巡回相談を開始しました。また、作業療法士による巡回相談回数を増加し、支援の充実を図りました。
- 継続的な支援を行うには、1校につき年間2～3回程度の巡回相談を実施することが望ましく、作業療法士及び言語聴覚士の巡回相談回数の増加が必要です。また、学校教育現場に精通した、作業療法士や言語聴覚士の人材確保が課題となっています。

(カ) 特別支援教育に関する研修会

特別支援教育の一層の理解のため、教職員のニーズや各校における特別支援教育推進上の課題に即した研修会を開催し、教員の専門性の向上を図っています。

<現状（成果）と課題>

- 特別支援教育に関する研修として、固定学級担任研修会、通級指導学級担任研修会、特別支援教育コーディネーター連絡会を年間複数回実施しました。また、それぞれ経験年数の浅い教員に対しての新任研修会も実施し、特別支援教育に関する専門性の向上を図りました。
- 校内でのOJT等を活用した継続的な研修体制の構築や、各学校の実態に応じた障がい特性の理解に基づく指導法や事例研究など、研修内容の工夫が求められています。

第2章 小平市における特別支援教育の現状と課題

エ 交流及び共同学習

(ア) 特別支援学級設置校における交流及び共同学習

特別支援学級設置校では、知的障がい学級と通常の学級の児童・生徒の相互理解を深める交流及び共同学習を推進しています。

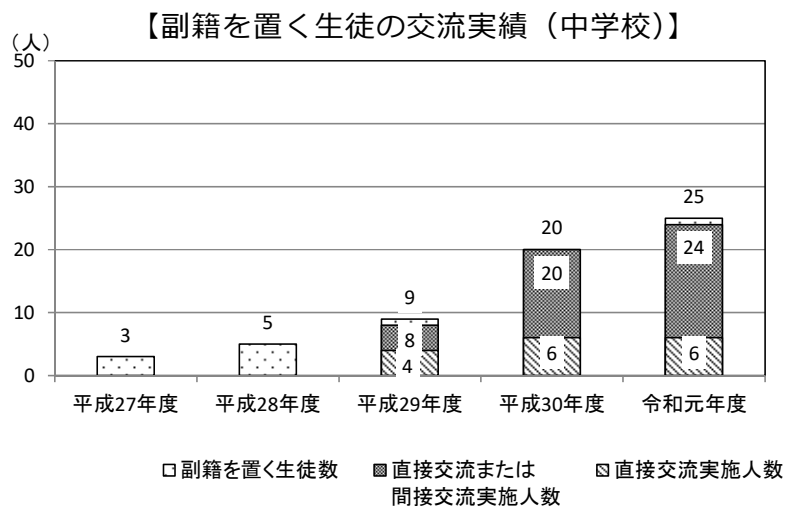
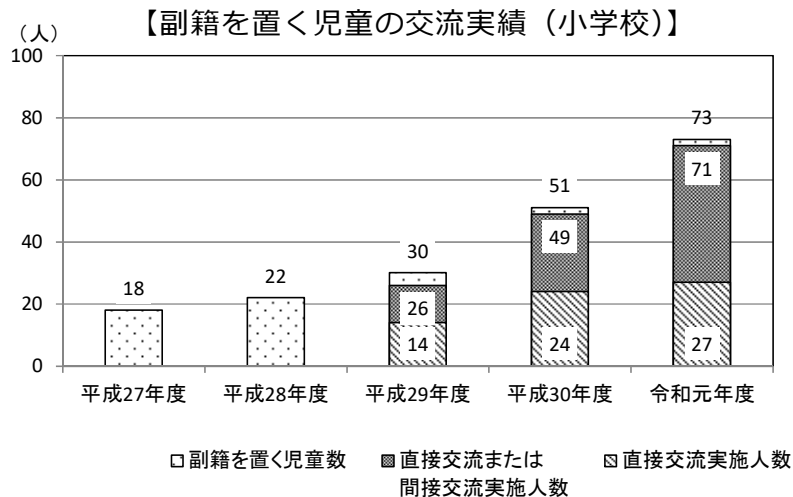
<現状（成果）と課題>

○ 令和元年度は、全ての特別支援学級設置校（小学校6校・中学校5校）において、給食や行事等における交流及び共同学習を実施しました。教科等の学習における交流及び共同学習については、小学校では全6校が、中学校では5校中3校が実施しました。

■ 給食や行事をはじめ、教科等の学習における交流及び共同学習を更に積極的に推進することが必要です。

(イ) 副籍制度における交流及び共同学習

特別支援学校に在籍している児童・生徒が、居住地の小・中学校を地域指定校として副次的に籍を置き、様々な交流活動を行っています。



第2章 小平市における特別支援教育の現状と課題

直接交流・・・地域指定校の授業や学校行事への参加など
間接交流・・・学校便り、学級便り、作品、手紙の交換など

<現状（成果）と課題>

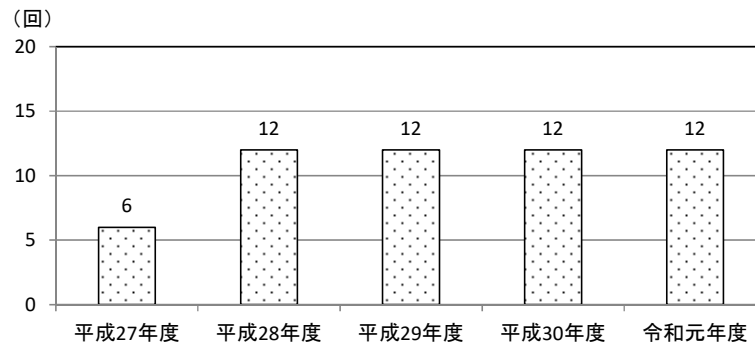
- 特別支援学校と地域指定校間における、副籍に関する資料等のやりとりを教育委員会で集約することにより、副籍交流の実態を把握することができ、困難事例等については支援を行うことができました。また、校長会等を通して、副籍交流の実施状況を共有することにより、直接交流に取り組む学校が増加しました。
- 直接交流は学年が進行するにつれて減少する傾向にあり、継続的な直接交流の実施と、障がい特性に配慮した直接交流の好事例を各校で情報共有できるようにしていくことが必要です。

オ その他

(ア) 教育相談

教育相談室では、心理士等の資格を有する教育相談員が、児童・生徒や保護者から、子どもの教育や発育・性格・行動等に関する相談を受けます。また、保護者支援の取組として、保護者向けプログラムを実施しています。

【教育相談室における保護者向けプログラム開催回数】



<現状（成果）と課題>

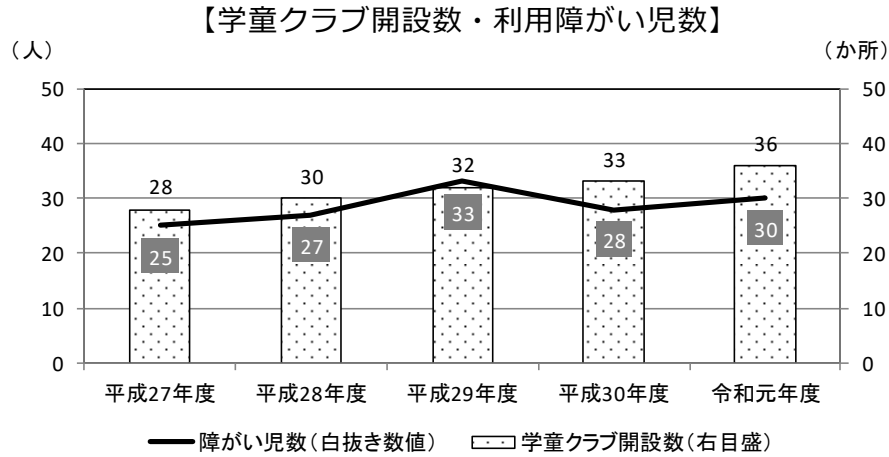
- 保護者向けプログラムは年度の前半を前期、後半を後期として各期6回ずつ実施しています。平成30年度の後期から相談員のプログラムの展開や手法が、習熟してきたことにより、参加者を相談者の他、一般の方をホームページ等により募集したところ、掲載当日に定員を満たし、保護者向けプログラムへのニーズや関心が高いことが分かりました。
- 今後は、参加者から寄せられた意見を反映するとともに、プログラムの内容を検証し、充実を図ることが必要です。

第2章 小平市における特別支援教育の現状と課題

③ 放課後の生活の支援

ア 学童クラブ

学童クラブでは、小学校6年生までの障がいのある児童に対し、学童クラブ指導員が保護者に代わって余暇活動や生活指導を行っています。学童クラブを利用する障がい児数は、近年30名程度で推移しています。



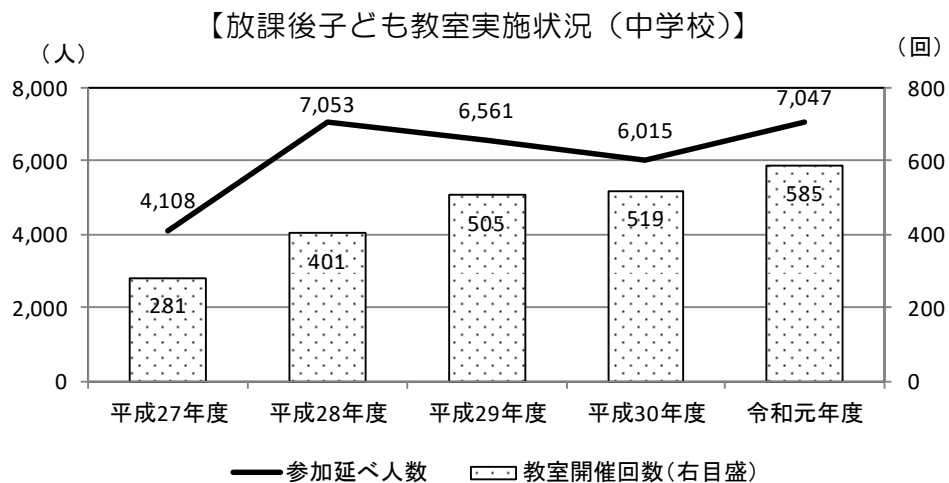
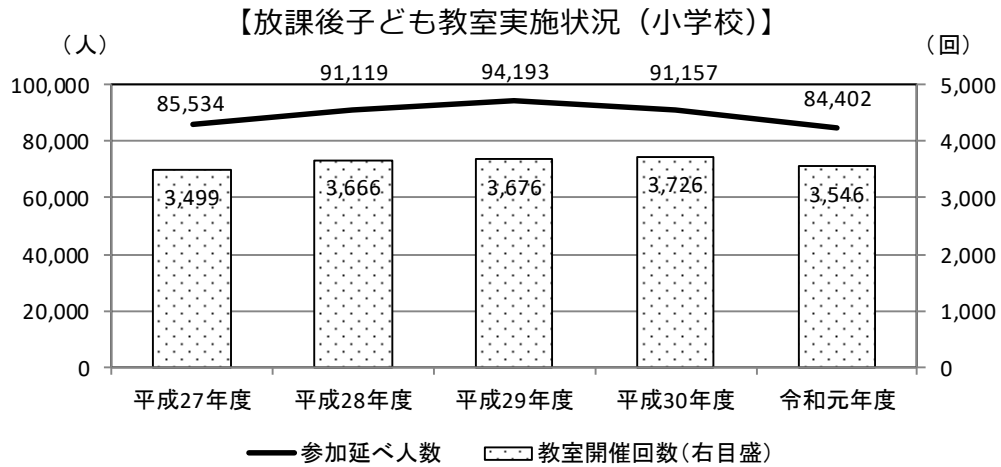
<現状(成果)と課題>

- 障がい児の受入れは1学童クラブ2人以内としていますが、一部のクラブでは柔軟な対応を実施し、3人の弾力的な受入れを行いました。
- 発達等に課題のある障がい傾向児は増加しており、必要に応じて人員を増員し対応しています。また、臨床発達心理士等による巡回相談により、学童クラブ指導員への指導・助言を行っています。
- 引き続き、障がい児の受入れ及び障がい傾向児への支援に伴う態勢づくりが必要です。

第2章 小平市における特別支援教育の現状と課題

イ 放課後子ども教室

放課後子ども教室では、当該校に在籍する障がいのある児童・生徒も一緒に学んだり遊んだりできる場として、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進しています。



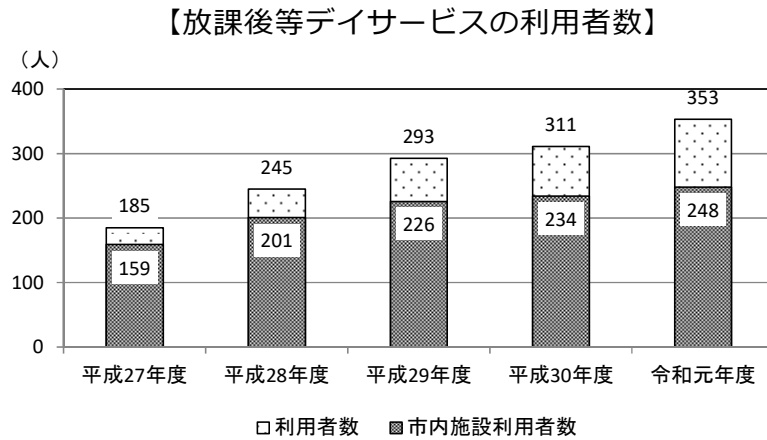
<現状（成果）と課題>

- 特別な支援を必要とする児童・生徒の見守りや安全管理のための増員制度があり、8校区で活用がありました。
- 放課後子ども教室は、地域のボランティアで運営しており、安全な事業実施環境を確保するために、見守りや介助のための人員体制の整備やスタッフのスキルアップなどが継続的な課題となっています。

第2章 小平市における特別支援教育の現状と課題

ウ 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスは、就学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供しています。



<現状（成果）と課題>

- 国全体で事業所、利用者数が増加しているのと同様に、市内での開設数、定員数も増加しています。
- 単なる居場所となっている事例や、発達支援の技術が十分ではない事例が他の地域で見られることから、質の高い支援が確保されるよう事業内容を注視していくとともに、引き続き東京都と連携し、必要に応じて事業所への指導等を行う必要があります。

(3) 中学校・高等学校卒業後

① 中学校卒業後の機関に支援をつなぐ

<主な取組>

- 春季休業中に、在籍する中学校と進学先の学校との間で、当該生徒の学習状況や支援する上での配慮事項等について情報共有しています。特に知的障がい学級(固定制)からチャレンジスクールに進学する生徒に関しては、保護者の承諾の上、中学校から進学先の学校に学校生活支援シートをはじめとした資料を送付し、一貫した支援を継続できるようにしました。
- あゆみ教室においては、チャレンジスクールの職員から、当該校の募集に関する案内や申込について情報提供を受け、必要に応じて生徒に紹介しました。

<現状(成果)と課題>

- 中学校と進学先の学校との間で情報連携することによって、進学先においても、これまでの支援の状況を踏まえた指導を進めることができ、生徒が新しい環境で安心して学校生活を送ることにつながりました。
- 一人一人の生徒の状況や本人及び保護者の意向に応じて、より適切な進路選択につなげることができました。
- 今後も個別の状況と保護者の要望に応じて、学校生活支援シートを基に、各中学校で講じてきた手だてや支援の状況について、進学先の学校と情報共有することが必要です。

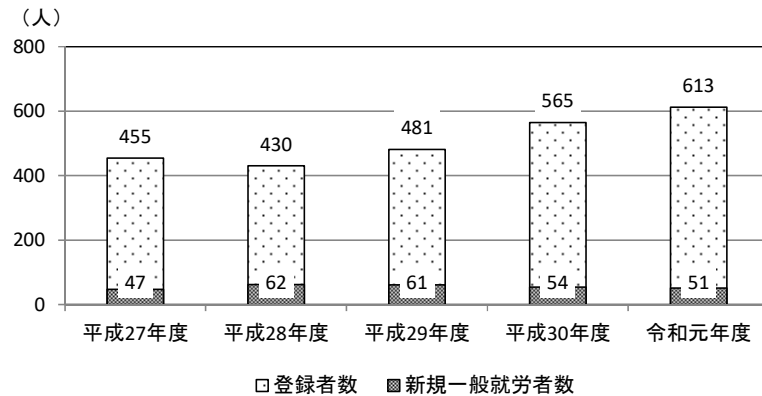
第2章 小平市における特別支援教育の現状と課題

② 就労支援

<主な取組>

- 小平市障害者就労・生活支援センターほっとを中心に一般就労への移行促進や就労の定着を図っています。具体的には、精神疾患のある相談者への対応、就労定着・継続支援の充実、相談者のニーズに合わせた就労準備支援の実施、地域の社会資源・就労支援関係機関との連携を実施しています。

【小平市障害者就労・生活支援センターほっと実績】



<現状（成果）と課題>

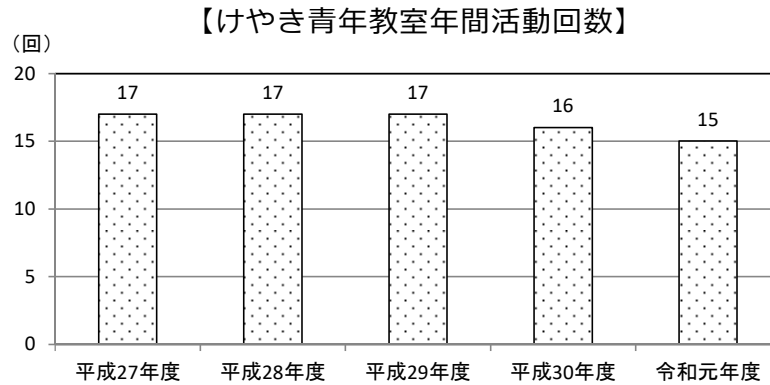
- 精神疾患のある相談者の通院同行を実施し、主治医と保健師が綿密な調整を図り、個々に応じた就労支援を実施することができました。
- 特別支援学校等の関係機関と連携し、就労移行を円滑に実施できました。また、関係機関と就労初期から手厚い支援を行うことで、就労初年度の就労定着を図りました。
- ほっと就労支援連絡会を年5回実施し、10を超える団体と近況報告や各団体の取組み等を共有でき、関係機関の連携強化につながりました。
- 一般就労が困難な方については、福祉的就労につながるよう支援しました。
- 精神疾患の相談者数が増加しており、相談支援の対応強化が求められています。
- 発達障がいや高次脳機能障がいの相談が増加しており、相談者の多様化に対応する必要があります。

第2章 小平市における特別支援教育の現状と課題

③ 地域でのかかわり、学ぶ場の提供

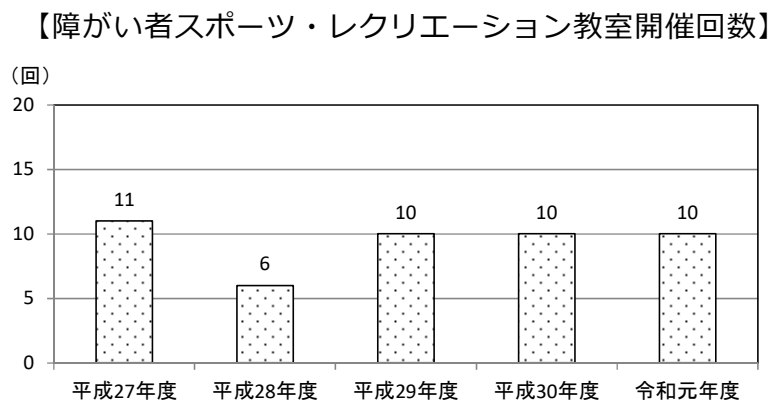
ア けやき青年教室

中央公民館では、軽度の知的障がいのある学校教育を修了した青年を対象にした、けやき青年教室を毎年開講しています。毎回ボランティアの市民の方々と一緒に活動しているほか、みんなでつくる音楽祭やこだいらオール公民館まつり（平成30年度までは小平市公民館九館会まつり）にも参加し、地域住民と交流する機会を図っています。



イ 障がい者スポーツ

たいよう福祉センター、あおぞら福祉センターで、障がいのある方にスポーツの楽しさを体験できる場を提供するため、障がい者スポーツ・レクリエーション教室を開催しています。また、障がい者スポーツを通じて、障がいのある人もない人も共にスポーツを楽しみ交流を深めるため、あおぞらパラスポーツフェスタを開催しました。



<現状（成果）と課題>

- 今後も、学校を卒業した障がい者が、地域の中で地域との関わりを継続し、地域とともに生き生きとした生活が送れるように、地域住民が、障がいの理解を深める意識啓発や地域における住民の多様性を理解する機会を創出する必要があります。

第3章

計画の基本理念と 施策の体系

1 基本理念

すべての子どもたちが 生き生きと育つ小平へ

子ども一人一人の能力や可能性を伸ばし、
それぞれの自立と社会参加をめざします

特別支援教育を進めることで、すべての子どもたちが、一人一人に合った指導や必要な支援を受け、生きる力を身に付けることができます。

また、それぞれの子どもが自分の考えや気持ちを大事にしながら、障がいの有無にかかわらず、地域の中で生涯にわたってその人らしい生き生きとした暮らしを営むことが大切です。そのためには、学校をはじめとする様々な社会資源、専門職、地域の人々などが関わって子どもたちの育ちを支え、共生の地域づくりにつなげていくことが必要です。

そこで、本計画の基本理念を

すべての子どもたちが生き生きと育つ小平へ

子ども一人一人の能力や可能性を伸ばし、それぞれの自立と社会参加をめざしますと決めました。



2 基本指針

本計画の基本理念の実現に向け、今後の施策については、以下の基本指針に沿って進めていきます。

1 ライフステージに応じた特別支援教育推進体制の整備

ライフステージに応じた特別支援教育推進体制を着実に整備し、障がいの有無にかかわらず学習上または生活上で困難のある子ども一人一人のニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行います。

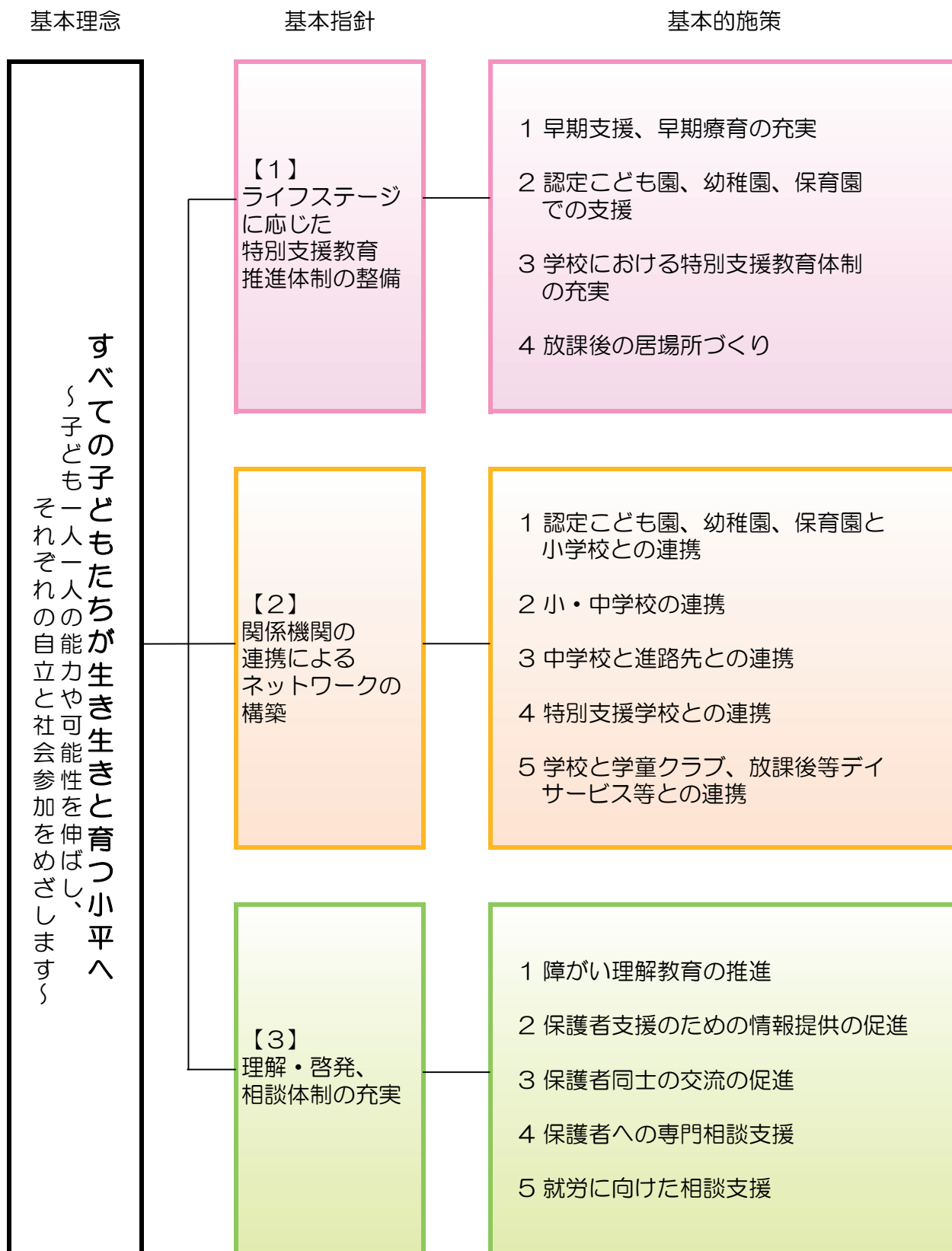
2 関係機関の連携によるネットワークの構築

幼稚園、保育園、就学前機関、学校、家庭、地域社会、医療、福祉、相談機関などの関係機関の連携によるネットワークを構築し、継続的で一貫性のある支援の仕組みづくりを進めます。

3 理解・啓発、相談体制の充実

障がい理解教育の推進や、保護者や市民に対する情報提供の充実等によって、障がい者理解及び特別支援教育への理解・啓発を行うとともに、相談支援体制の充実を図ります。

3 施策の体系



第4章

施策の展開

<方向性の記載について>

新規 : 新たに展開していく事業

充実 : 充実を図る事業

継続 : 引き続き現在の取組を継続していく事業

☆ : 取組は行っていたが、第一期後期計画に掲載しておらず、第二期前期計画で位置付けた事業

重点事業 : 重点的に取り組んでいく事業

基本指針1 ライフステージに応じた特別支援教育推進体制の整備

基本指針1-1 早期支援・早期療育の充実

【施策の方向性】

○乳幼児健康診査や心理発達相談などにより、特別な支援が必要な子どもの早期発見に努め、早い時期からの支援の充実に取り組みます。

○子どもの発達に応じて、可能性を最大限に伸ばせるように早期療育を充実します。

① 乳幼児健康診査

継続

集団健診を行い、発育・発達の確認と、疾病等の早期発見を図り、その保護者に適切な保健指導や、心理相談を実施することにより、乳幼児の健全な育成に努めます。乳幼児健康診査実施後、発達の心配のある乳幼児の保護者に対して、2歳児電話相談や、乳幼児心理発達相談、発達健康診査につなげて、経過観察を実施するとともに、必要に応じて療育機関を紹介します。

[担当：健康推進課]

② 乳幼児心理発達相談

継続

乳幼児健康診査の心理相談実施後、発達の遅れなどで経過観察が必要な乳幼児とその保護者を対象に、心理相談員による個別相談を実施します。

個別相談において集団による経過観察が望ましいと判断された親子に対し、子どもの成長・発達を促すこと、保護者の育児不安に対する支援を目的として、集団指導を行います。

《個別相談》

《集団指導：ひよこグループ（対象：2歳～3歳1か月の幼児とその保護者等）》

《集団指導：こぐまグループ（対象：3歳以上の幼児とその保護者等）》

[担当：健康推進課]

③ 児童発達支援センターの設置及び発達支援相談の実施

新規

重点事業

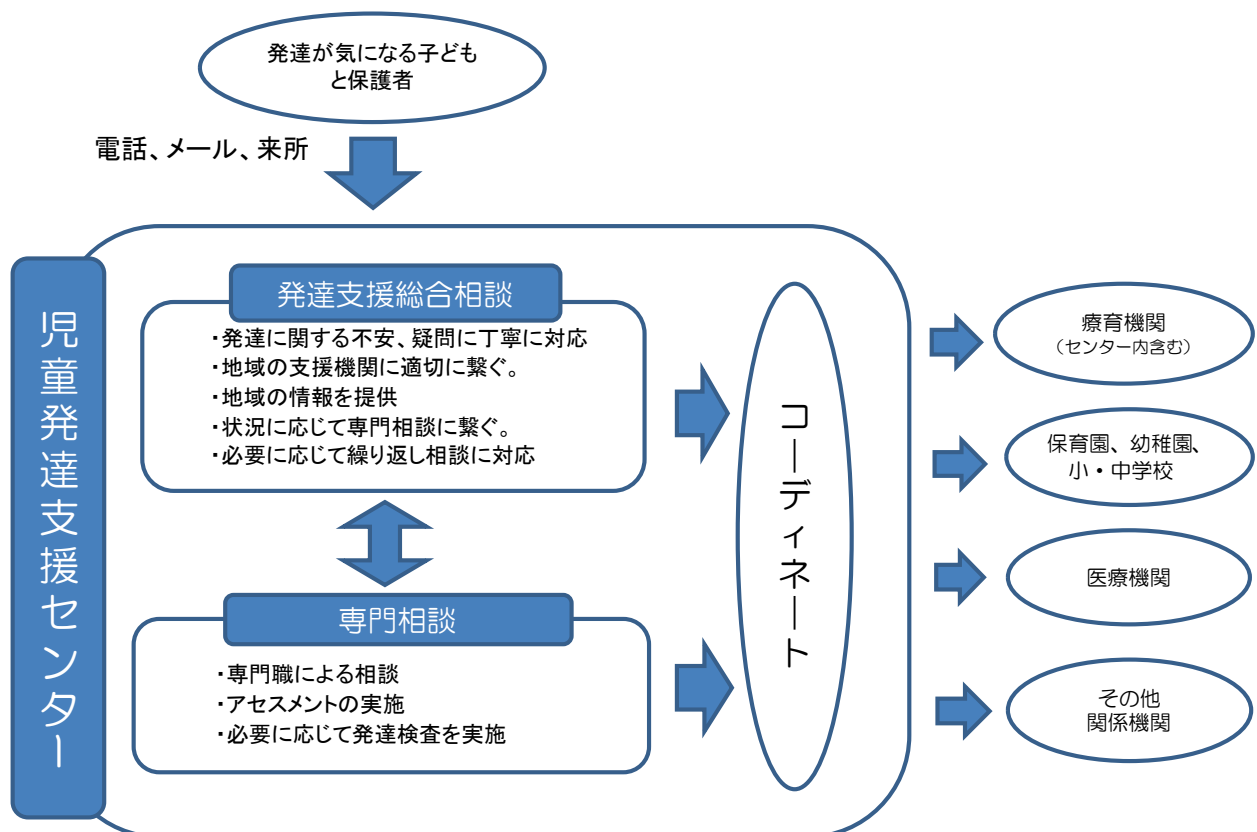
障害者福祉センター（たいよう福祉センター）に、発達支援相談拠点の機能を併せもつ児童発達支援センターの設置を、令和4年度を目途に進めます。

児童発達支援センターは、発達の気になる子どもや家族の支援を行う地域の中核的な役割を担い、併せて、発達を支援するための窓口を設置します。

児童発達支援センターでは相談窓口から専門的な支援へつないでいく発達支援を展開するとともに、教育委員会等の関係機関と連携し、子どものライフステージに応じた継続的な支援の提供体制の構築を目指していきます。

[担当：障がい者支援課]

【児童発達支援センターにおける相談の流れ】 <イメージ>



④ 児童発達支援

継続

未就学の障がい児（発達障がい児や療育の必要性が認められた児童を含む）を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得及び集団生活への適応訓練を行います。

[担当：障がい者支援課]

⑤ 心身障害児通所訓練委託事業

継続

小学校就学前の心身障がい児の療育訓練を実施します。

[担当：障がい者支援課]

⑥ 言語相談訓練事業

継続

障害者福祉センター（たいよう福祉センター）、あおぞら福祉センターにおいて、ことばやコミュニケーションに不安のある児童、またはその家族を対象に、言語聴覚士による個別相談や個別訓練・グループ訓練を行います。

[担当：障がい者支援課]

⑦ 障がい児療育事業

継続

白梅学園大学と連携して、造形・音楽・演劇などのワークショップを通して、発達が気になる子どもの発達を支援します。また、この事業で市内の大学と連携することにより、学生を福祉人材として育成します。

[担当：障がい者支援課]

基本指針1-2 認定こども園、幼稚園、保育園での支援

【施策の方向性】

○専門家から指導・助言を受けながら子どもの発達を支援するとともに、特別支援教育や障がいに対する理解・啓発に取り組む認定こども園、幼稚園、保育園の活動を支援します。

① 巡回相談事業

継続

言語聴覚士、臨床発達心理士などの相談員が市内の認定こども園、幼稚園、保育園を巡回し、幼稚園教諭や保育士に対して、園児の発達等に関する指導・助言を行います。

相談員の判断を参考に、必要に応じて作業療法士が園へ出向き、助言等を行います。

[担当：保育課]

② 幼稚園教諭、保育士への障がい理解研修

継続

幼稚園教諭、保育士に対し、特別支援教育への理解・啓発及び指導力の向上について学ぶ機会を設定します。

[担当：保育課]

③ 障がい児の教育・保育の充実

継続

認定こども園、幼稚園、保育園等で、障がいに配慮した幼児教育や保育の実施に向けた支援を行います。

その他の園児に対して障がい理解や共に育ち合うための教育、保育の充実を図ります。

[担当：保育課]

基本指針1-3 学校における特別支援教育体制の充実

(1) 支援体制の充実及び専門性の向上

【施策の方向性】

○小平市立学校教員が、特別支援教育の在り方についての理解を深めるとともに、組織として対応できるよう支援体制の充実を図ります。

① 教育課程における特別支援教育の推進

継続☆

小学校及び中学校学習指導要領において、児童・生徒の障がいの状態等に応じた指導の工夫について示されたことを踏まえて、将来、児童・生徒が自分らしい生き方を実現できるように、個々の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行います。また、障がいの有無にかかわらず、教育上特別な支援を必要とする児童・生徒が在籍している可能性があることを前提に、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について理解し、教育活動に取り組んでいきます。

[担当：学校、指導課]

② 校内委員会の充実

充実

校内委員会を設置し、校長のリーダーシップの下、児童・生徒の実態把握及び課題把握、効果的な指導方法等について検討を行い、在籍学級担任だけでなく、学校組織として一人一人の児童・生徒のニーズに合わせた支援を行います。

また、巡回相談員による助言等を効果的に活用し、特別な支援を必要とする児童・生徒の支援方法を共通理解できるよう、校内委員会を充実させ、児童・生徒や保護者を継続的に支援します。

[担当：学校、指導課]

③ 学校生活支援シート、個別指導計画の作成と活用

充実

重点事業

特別支援教育に関わる情報を適切に共有し、支援できるように、小平市立学校用の統一書式を改善するとともに、シートの教員向け活用の手引を作成します。

[担当：学校、指導課]

④ 授業のユニバーサルデザイン化の推進

充実☆

全ての児童・生徒にとって分かりやすい授業を行うために、授業改善の視点に「授業のねらいや活動の見通しの提示」「視覚化等による情報伝達の工夫」「刺激の少ない教室前面の環境整備」等を徹底し、授業のユニバーサルデザイン化を一層進めます。

[担当：学校、指導課]

⑤ 知的障がい学級（固定制）、特別支援教室、通級指導学級の指導の充実

充実

校内でOJTを推進するとともに、障がい種別に応じた研修会を充実させ、教員の専門性の向上を図り、知的障がい学級（固定制）、特別支援教室、通級指導学級における一人一人の特性に応じた指導の充実に努めます。

[担当：学校、指導課]

⑥ 読み書きに困難のある児童・生徒の指導の充実

新規

重点事業

PC端末を活用するなどして、読み書きに困難のある児童・生徒一人一人の状態に応じた適切な指導と支援の充実に努めます。

学習障がい（LD）等の学習面での困難さがある児童・生徒への指導方法やアセスメントの理解を深める研修を教員へ行います。また、児童・生徒の学習の「つまずき」の状況を把握するための「読み書きアセスメント」等の活用を研究します。

[担当：学校、指導課]

⑦ 合理的配慮の理解・啓発の推進、対応

充実☆

重点事業

教職員をはじめ、保護者・地域への「合理的配慮」について理解を深めたり、広げたりすることを推進します。

学校及び担任等は、保護者や児童・生徒の要望を基に、その実施に伴う負担が過重でないときは、一人一人のニーズに合わせた対応をしていきます。また、申出があった方法では対応が難しい場合でも、建設的な対話を通じて、代替措置の選択も含め、柔軟に対応します。

[担当：学校、指導課、教育総務課、学務課]

⑧ 特別支援教育に関する校内研修会等の充実

充実

教育委員会が実施した特別支援教育コーディネーター対象の研修会の内容をもとに、特別支援教育コーディネーターが各学校において還元の研修会を実施し、小平市立学校教員の特別支援教育に対する理解を深めます。

[担当：学校、指導課]

(2) 施設・設備等

【施策の方向性】

○児童・生徒一人一人の学びを支える教育環境の整備を進めます。

① 多様な学びの場の充実

継続

知的障がい学級（固定制）を小学校6校、中学校5校に設置しています。特別支援教室は小学校19校全校に設置しており、中学校においても令和3年度に8校全校に設置が完了する予定です。難聴・言語障がい学級（通級制）は、小学校に1校設置しています。

特別支援学級の設置は、児童・生徒数などに応じて対応します。

自閉症・情緒障がい特別支援学級の設置については、他自治体の実践例等の研究を進めます。

[担当：指導課、教育総務課]

② 教育施設のユニバーサルデザイン化の推進

継続

児童・生徒の障がいの状態や教育的ニーズを踏まえて、施設・設備等の環境整備を行います。

[担当：教育総務課]

③ ICT機器の拡充による学習支援

充実

重点事業

ICTの活用は、認知処理の偏り等を補ったり、注意や集中を高めたりすることができ、特別な支援を必要とする児童・生徒の学習上の困難を改善する効果があります。

児童・生徒に1人1台配備するPC端末を活用した効果的な授業の進め方や学習支援の取組について、教員が情報共有し授業や取組の改善につなげます。また、国や都の動向を踏まえながら、学習者用デジタル教科書及びデジタル教材の導入について研究します。

[担当：指導課、学務課]

(3) 多様な人材による支援体制

【施策の方向性】

- 心理士、作業療法士、言語聴覚士等の専門職を活用し、多様な子どものニーズに的確に応えていきます。
- 介助員、特別支援教育支援員等の児童・生徒の学校生活や学習指導の支援等に携わる職を整理・統合し、より充実した支援体制を再構築します。

① 心理士、作業療法士、言語聴覚士による巡回相談

充実

心理士、作業療法士、言語聴覚士の巡回相談員が、各学校を巡回し、担任や特別支援教育コーディネーター等に、児童・生徒の個別ニーズの把握や支援の内容・方法について、相談、助言を行います。

[担当：指導課]

② 学習補助員の配置

新規

児童・生徒の学校生活や学習指導の支援等に携わる職（介助員、特別支援教育支援員、プール指導補助員、ティーチング・アシスタント）を整理・統合し、学習補助員を配置します。職を整理・統合し、より充実した支援体制を再構築することで、中学校の知的障がい学級（固定制）や肢体不自由児童・生徒等への支援を充実します。

[担当：指導課]

③ ボランティアの協力・育成

継続

ボランティアの協力を得て、特別な支援を必要とする児童・生徒を支援します。また、ボランティアの養成・スキルアップの機会を提供します。

[担当：学校、指導課、地域学習支援課]

基本指針1-4 放課後の居場所づくり

【施策の方向性】

○放課後の生活を安全に安心して過ごすことができ、充実した時間となるよう支援します。

① 学童クラブ

充実

放課後帰宅しても保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、小学校6年生までの障がいのある児童に対し、学童クラブ指導員が保護者に代わって余暇活動や生活指導を行い、児童の事故防止と心身の健全育成を図ります。

[担当：子育て支援課]

② 放課後子ども教室、放課後学習教室

継続

放課後や週末などに学校施設等を活用し、地域のボランティアの協力により、学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流等の取組を小学校では放課後子ども教室、中学校では放課後学習教室として実施します。障がいのある児童・生徒も含むすべての子どもたちが、地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進することを目的としており、ボランティアの研修の機会を提供するなど、引き続き安全で安心な居場所の確保に努めます。

[担当：地域学習支援課]

③ 放課後等デイサービス

充実

就学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

[担当：障がい者支援課]

基本指針2 関係機関の連携によるネットワークの構築

基本指針2-1 認定こども園、幼稚園、保育園と小学校との連携

【施策の方向性】

○子ども一人一人の支援や配慮について、認定こども園、幼稚園、保育園と小学校が互いに情報を共有し、継続した支援につなげます。

① こげら就学支援シートの活用

充実

重点事業

家庭や認定こども園、幼稚園、保育園等での支援や配慮を小学校に引き継ぐことを希望する保護者が入学前に作成し、小学校に提出します。シートは、就学時健康診断時に配布します。小学校では、主に学級編制や指導の参考にします。また、各園や学校でも保護者に対し説明されるよう、小学校・幼稚園・保育園連絡会等で周知し、シートの活用を促します。

さらに、就学支援シートの活用が進むように、教員向け活用の手引を作成し、学校の支援に努めます。

[担当：認定こども園・幼稚園・保育園、学校、指導課]

② 認定こども園、幼稚園、保育園と小学校の連携

継続

小学校教員と認定こども園、幼稚園、保育園の教諭や保育士が児童・園児を取り巻く課題等について、共同で研修することで、支援や指導の連携に努めます。

[担当：保育課、指導課]

基本指針 2 - 2 小・中学校の連携

【施策の方向性】

○子ども一人一人の支援や配慮について、小学校と中学校が互いに情報を共有し、継続した支援につなげます。

① 小・中学校間の学びと育ちの継続

継続

学校生活支援シートや個別指導計画を基に、小学校での学習支援や配慮について進学先の中学校（都立学校や私立学校を含む）と情報の共有化を図り、中学校進学後も一貫した個別の特別支援教育の充実につなげていきます。

特別支援教育コーディネーター等が連携し、各校の支援や指導の進め方等について保護者に情報提供します。

[担当：学校、指導課]

② 小・中連携教育の推進

継続

小・中連携の日を活用し、各小・中学校における学習指導や生活指導に関する情報交換を行い、小・中学校における一貫した合理的配慮について検討をしていきます。また、授業のユニバーサルデザイン化の視点を意識し、各中学校区において学習環境整備の統一化を図ります。

[担当：学校、指導課]

基本指針2－3 中学校と進路先との連携

【施策の方向性】

○各中学校で講じてきた手だてや支援の状況について進学先と情報を共有することで、生徒一人一人が進学先での学習上・生活上の困難さを軽減できるよう連携を図ります。

① 中学校から進学先への学びと育ちの継続

充実

進学時や進学後において、学校生活支援シートを基に、各中学校で講じてきた手だてや支援の状況について進学先と情報を共有することで、生徒一人一人が進学先での困り感を軽減できるよう連携を図ります。

また、令和3年度から始まる、都立高校での通級による指導においても必要に応じて連携を図ります。

[担当：学校、指導課]

基本指針2-4 特別支援学校との連携

【施策の方向性】

- 特別支援学校の専門性を活用し、特別支援教育コーディネーターをはじめ、教員の特別支援教育への理解を深め、校内での研修等の充実を図ります。
- 児童・生徒の障がいの特性に応じた直接交流や間接交流の事例を学校間で共有しながら、特別支援学校に在籍する児童・生徒の副籍交流を充実させます。

① 特別支援学校のセンター的機能の活用

充実

特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを窓口として、研修会や連絡会を通じて、教員が児童・生徒一人一人の障がい種別や教育的ニーズに応じた指導法等を身に付けられる機会を確保します。

[担当：学校、指導課]

② 副籍交流の充実

充実

重点事業

特別支援学校に在籍している児童・生徒が、居住地域の小・中学校を地域指定校として副次的に籍を置き、様々な交流活動を行っています。

地域の子どもとして、居住する地域とつながり、子どもたちの相互理解や思いやりの気持ちを育むことができるよう、研修等で副籍制度や交流内容について効果的な事例を紹介するなどして教員の理解を深め、本人や保護者の希望等に基づき、副籍交流の充実を図ります。

[担当：学校、指導課]

基本指針2-5 学校と学童クラブ、放課後等デイサービス等との連携

【施策の方向性】

○学校と学童クラブ、放課後等デイサービス等との間において、お互いの活動内容や課題、児童・生徒の支援方針を共有し、育ちをつなぐ取組を推進します。

① 小学校と学童クラブ間での育ちをつなぐ取組の推進

充実☆

学童クラブは全小学校内に設置されています。

小学校と学童クラブの距離が近く、連携が図りやすい環境にあることを生かし、一人一人の児童の状況を共有の上、育ちをつなぐ取組を推進します。

[担当：学校、子育て支援課]

② 学校と放課後子ども教室、放課後学習教室間での育ちをつなぐ取組の推進

充実☆

放課後子ども教室は全小学校に、放課後学習教室は全中学校に設置されています。

学校と連携が図りやすい環境にあることを生かし、一人一人の児童・生徒の状況を共有の上、安全安心な居場所を提供し、育ちをつなぐ取組を推進します。

[担当：学校、地域学習支援課]

③ 学校と放課後等デイサービス間での育ちをつなぐ取組の推進

新規

重点事業

放課後等デイサービスは、市内に15事業所あります。

学校と放課後等デイサービス間での育ちをつなぐ取組を推進するため、個別の支援計画の交換等の連携や情報共有に関する仕組みづくりを検討します。

[担当：学校、障がい者支援課]

基本指針3 理解・啓発、相談体制の充実

基本指針3—1 障がい理解教育の推進

【施策の方向性】

- 障がいの有無にかかわらず全ての児童・生徒が能力を最大限に伸ばしながら共に学ぶことができる取組を推進します。
- 交流及び共同学習を計画的・組織的に推進し、共生社会に資する能力の育成を図ります。

① 児童・生徒を対象とした障がい理解教育の推進

充実

特別な支援を要する児童・生徒を含め、人それぞれが多様な感じ方、関わり方、表現の仕方があることについて、日常的に指導しながら互いのよさを認め合える人間関係づくりを推進します。
[担当：学校]

② 交流及び共同学習の推進

充実

重点事業

学校生活において、特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童・生徒が通常の学級に在籍する子どもたちと共に学んだり、学校行事に参加したりするなどの交流及び共同学習を推進します。
推進にあたっては、児童・生徒の障がいの特性への理解やキャリア教育などの視点から、互いの児童・生徒が安心して効果的な学びを得る機会となるよう努めます。
[担当：学校、指導課]

③ 副籍交流の充実<再掲>

充実

重点事業

特別支援学校に在籍している児童・生徒が、居住地の小・中学校を地域指定校として副次的に籍を置き、様々な交流活動を行っています。
地域の子どもとして、居住する地域とつながり、子どもたちの相互理解や思いやりの気持ちを育むことができるよう、研修等で副籍制度や交流内容について効果的な事例を紹介するなどして教員の理解を深め、本人や保護者の希望等に基づき、副籍交流の充実を図ります。
[担当：学校、指導課]

基本指針3—2 保護者支援のための情報提供の促進

【施策の方向性】

○保護者が必要とする情報が分かりやすく行き届くように、特別支援教育に関する情報提供を充実させます。

① 保護者と認定こども園、幼稚園、保育園等との情報連携

継続

保護者等に特別支援教育に関わる情報を提供し、共に子どもを育むために連携を図ります。

[担当：認定こども園・幼稚園・保育園、保育課]

② 関係機関と連携した就学説明会の実施

継続

特別な支援を必要とし、知的障がい学級（固定制）、通級指導学級、特別支援教室、または特別支援学校への入学を考えている保護者を対象に、就学相談の受付から就学までの手続きについて説明会を実施します。

該当する年齢でない場合にも、希望される場合は就学説明会に参加できます。

[担当：指導課]

③ 特別支援教育に関する情報発信

継続☆

市報、教育委員会だより、ホームページ等にて、特別支援教育に関する情報を適時・適切に発信していきます。また、教育委員会で作成している特別支援教育に関するリーフレットは、内容を随時更新したものを毎年度配布し、特別支援教育の理解促進を図ります。

[担当：指導課]

基本指針3—3 保護者同士の交流の促進

【施策の方向性】

○障がいのある子どもの保護者が孤立感、孤独感を感じないように、他の保護者と悩みや情報を共有できる保護者同士の交流を促進します。

①ペアレントメンター

継続☆

発達障がいの子どもの育てた経験をもち、発達障がいの知識や相談技術を身につけるための研修を受講し、登録された保護者（ペアレントメンター）が、自身の養育体験を生かして、保護者の話を聴いたり、情報提供を行う親カフェを開催します。また、ペアレントメンターによる個別相談を実施します。

[担当：障がい者支援課]

②ペアレントプログラム

充実☆

子どもの発達について悩む保護者のために、行動療法をもとにした子どもとの関わり方を伝える手法であるペアレントプログラム講座を開催します。

[担当：障がい者支援課、指導課]

③「みんなではなそう会」（障がい児療育事業）

継続☆

白梅学園大学と連携して、発達の気になる子どもや障がいのある子どもの保護者のための交流会を実施します。

[担当：障がい者支援課]

④子育て交流広場（子ども家庭支援センター）

継続☆

乳幼児と保護者の遊び場や交流促進の場として実施します。

[担当：子育て支援課]

基本指針3—4 保護者への専門相談支援

【施策の方向性】

○乳幼児期から学校卒業後まで、特別な支援を必要とする子どもとその保護者に寄り添い、専門的見地から相談支援を行います。

① 児童発達支援センターの設置及び発達支援相談の実施<再掲>

新規

重点事業

障害者福祉センター（たいよう福祉センター）に、発達支援相談拠点の機能を併せもつ児童発達支援センターの設置を、令和4年度を目途に進めます。

児童発達支援センターは、発達の気になる子どもや家族の支援を行う地域の中核的な役割を担い、併せて、発達を支援するための窓口を設置します。

児童発達支援センターでは相談窓口から専門的な支援へつないでいく発達支援を展開するとともに、教育委員会等の関係機関と連携し、子どものライフステージに応じた継続的な支援の提供体制の構築を目指していきます。

[担当：障がい者支援課]

② 乳幼児心理発達相談<再掲>

継続

乳幼児健康診査の心理相談実施後、発達の遅れなどで経過観察が必要な乳幼児とその保護者を対象に、心理相談員による個別相談を実施します。

個別相談において集団による経過観察が望ましいと判断された親子に対し、子どもの成長・発達を促すこと、保護者の育児不安に対する支援を目的として、集団指導を行います。

《個別相談》

《集団指導：ひよこグループ（対象：2歳～3歳1か月の幼児とその保護者等）》

《集団指導：こぐまグループ（対象：3歳以上の幼児とその保護者等）》

[担当：健康推進課]

③ 子育て相談（子ども家庭支援センター）

継続

子育て相談の一環として、臨床心理士、臨床発達心理士、言語聴覚士等の専門相談員による、個別の専門相談を実施します。

[担当：子育て支援課]

④ 就学相談

継続

特別な支援を必要とする児童・生徒一人一人に応じた教育を保障するため、就学相談室で就学相談を受け付け、申込みを受けた児童・生徒について就学相談を実施し、障がいの種類や程度等に応じた教育を受ける場を保護者と一緒に考えます。

また、学年途中での通常の学級から特別支援学級、特別支援学校への転学相談、通級指導学級への通級相談及び特別支援教室での特別な指導の開始・終了の相談も行います。

[担当：指導課]

⑤ 教育相談

継続

子どもの心身の発達、性格や行動で気になること、学習やその他家庭などにおける教育上の諸問題について、心理士等の資格を有する教育相談員が改善やよりよい成長・発達を支援していきます。

[担当：指導課]

基本指針3—5 就労に向けた相談支援

【施策の方向性】

○義務教育後の進学や就労に関する情報を広く提供し、将来を見据えた進路決定を一人一人が行えるような相談や支援を充実させます。

① 進学や就労を見据えた情報提供

充実☆

市のホームページ等を活用し、都立特別支援学校の学校公開や、東京都教育委員会主催の保護者向け「キャリア教育セミナー」等の進学や就労を見据えた情報提供の充実を図ります。

[担当：学校、指導課]

② 職場体験の実施

継続☆

主体的に自己の進路を選択する能力を育てるため、中学校全8校の第2学年を対象に職場体験を実施します。

[担当：学校、指導課]

重点事業

重点事業

基本指針1 ライフステージに応じた特別支援教育推進体制の整備

	事業・取組	掲載ページ	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1	児童発達支援センターの設置及び発達支援相談の実施	P56	開設準備	開設 実施			
2	学校生活支援シート、個別指導計画の作成と活用	P59	書式の改善 教員向け活用の手引の作成	周知 活用	活用 改善		
3	読み書きに困難のある児童・生徒の指導の充実	P60	PC 端末の活用等による事例検討	指導の充実・改善			
			教員への研修実施	研修継続	評価・改善		
4	合理的配慮の理解・啓発の推進、対応	P60	教職員、保護者等への周知				
5	ICT 機器の拡充による学習支援	P61	試行	周知 実施			

基本指針2 関係機関の連携によるネットワークの構築

	事業・取組	掲載ページ	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1	こげら就学支援シートの活用	P64	教員向け活用の手引の作成	周知活用			評価・改善
2	学校と放課後等デイサービス間での育ちをつなぐ取組の推進	P68	実態把握、連携や情報共有の仕組みづくりの検討	試行		実施	

基本指針3 理解・啓発、相談体制の充実

	事業・取組	掲載ページ	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
1	交流及び共同学習の推進	P69	充実				
2	副籍交流の充実	P69	充実				

第5章

計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 小平市特別支援教育総合推進計画庁内委員会

第一期計画と同様、庁内関係課で構成する小平市特別支援教育総合推進計画庁内委員会において、計画の推進事項に係る連絡、調整及び検討を行い、本計画を総合的・体系的に推進します。

(2) 小平市特別支援教育推進委員会

公募市民、学校関係者、学識経験者、医療関係者、障がい児関係団体の代表等により構成される推進委員会を設置し、計画の進捗状況について意見を伺います。

2 計画の進行管理

本計画の適切な進行管理を行うため、毎年度「小平市特別支援教育総合推進計画庁内委員会」において、計画の進捗状況の確認を行い、その結果を市民に公表するとともに、「小平市特別支援教育推進委員会」に報告し、意見を伺います。

付録

資料編

1 小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）前期計画検討委員会 設置要綱

令和元年7月1日

事務執行規程

（設置）

第1条 小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）前期計画（以下「第二期前期計画」という。）の策定を行うために、小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）前期計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 第二期前期計画の素案及び計画案に関すること。
- (2) その他第二期前期計画の策定に関し必要な事項

（構成）

第3条 委員会は、小平市教育委員会教育長が依頼し、又は指名する次に掲げる委員20人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 医療機関の代表者 1人
- (3) 障害児関係団体の代表者 3人
- (4) 福祉施設の代表者 1人
- (5) 学校の代表者 4人
- (6) 保育園の代表者 1人
- (7) 幼稚園の代表者 1人
- (8) 公募による市民 8人以内

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（招集）

第5条 委員会は、委員長が招集する。

（会議の公開）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、公開する。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な会議の運営が著しく阻害されるおそれがあるときは、委員会の議により非公開とすることができる。

付録 資料 編

2 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要に応じて検討事項に関係がある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(設置期間)

第8条 委員会の設置期間は、設置の日から令和3年3月31日までとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育部指導課及び教育部教育施策推進担当課長において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(施行期日等)

1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

2 小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）前期計画検討委員会 委員名簿

（敬称略、五十音順）

役職	令和元年度		令和2年度	
	氏名	所属	氏名	所属
委員長	半澤 嘉博	東京家政大学家政学部 児童教育学科教授	半澤 嘉博	東京家政大学家政学部 児童教育学科教授
副委員長	岩井 純一郎	小平市立小平第十二小学校長	岩井 純一郎	小平市立小平第十二小学校長
委員	相田 恭子	公募市民	相田 恭子	公募市民
委員	赤井 芳美	公募市民	赤井 芳美	公募市民
委員	足立 麗子	公募市民	足立 麗子	公募市民
委員	荒川 早苗	公募市民	荒川 早苗	公募市民
委員	稲垣 真澄	国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 知的・発達障害研究部長	芋生 多恵子	公募市民
委員	芋生 多恵子	公募市民	内田 伸	たいよう福祉センター 所長補佐
委員	小倉 悟	あおぞら福祉センター所長	岡田 俊	国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 知的・発達障害研究部長
委員	片山 麻子	公募市民	片山 麻子	公募市民
委員	加藤 洋一	都立小平特別支援学校長	加藤 洋一	都立小平特別支援学校長
委員	小藺 妃路子	小平肢体不自由児者 父母の会	小藺 妃路子	小平肢体不自由児者 父母の会
委員	神保 佳世子	なおび幼稚園長	神保 佳世子	なおび幼稚園長
委員	鶴田 淳子	公募市民	鶴田 淳子	公募市民
委員	福田 陽子	ゆたか保育園長	福田 陽子	ゆたか保育園長
委員	洞 真由美	KASA (小平自閉症を考える会)	洞 真由美	KASA (小平自閉症を考える会)
委員	本多 瑞佳	ゆうやけ子どもクラブ 父母の会	本多 瑞佳	ゆうやけ子どもクラブ 父母の会
委員	峯岸 貴彦	小平市立小平第三中学校長	峯岸 貴彦	小平市立小平第三中学校長
委員	望月 光弘	都立田無特別支援学校長	望月 光弘	都立田無特別支援学校長

3 小平市特別支援教育総合推進計画庁内委員会委員名簿

役職	職務名
委員長	教育部長
副委員長	子ども家庭部長
副委員長	健康福祉部長
委員	子ども家庭部子育て支援課長
委員	子ども家庭部家庭支援担当課長
委員	子ども家庭部保育課長
委員	子ども家庭部保育指導担当課長
委員	健康福祉部障がい者支援課長
委員	健康福祉部健康推進課長
委員	教育指導担当部長兼指導課長
委員	教育部学務課長
委員	教育部地域学習支援課長

4 策定経過

(1) 小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）前期計画検討委員会の開催経過

開催日	主な議事内容
令和元年9月24日（火） 午後2時30分から午後4時30分まで 小平市福祉会館 第1集会室	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定の基本方針について 第二期前期計画の基本的な考え方について 計画策定のためのアンケート調査について
令和2年6月23日（火） 午後2時から午後4時まで 市役所 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> 小平市における特別支援教育の現状と課題について 計画の基本理念と施策の体系について
令和2年7月30日（木） 午後2時から午後4時まで 小平市福祉会館 第1集会室	<ul style="list-style-type: none"> 施策の展開について
令和2年10月6日（火） 午後2時から午後4時まで 小平市健康センター 視聴覚室	<ul style="list-style-type: none"> 計画素案（原案）について
令和3年2月4日（木） 午後2時から午後4時まで 小平市健康センター 視聴覚室	<ul style="list-style-type: none"> 計画案について

(2) 小平市特別支援教育総合推進計画庁内委員会の開催経過

開催日	計画策定に係る主な議事内容
令和元年5月17日（金） 午前10時30分から正午まで 市役所 600会議室	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定の基本方針について 計画検討委員会設置要綱の検討
令和元年9月24日（火） 午後2時30分から午後4時30分まで 小平市福祉会館第1集会室	<ul style="list-style-type: none"> 計画の基本的な考え方について 特別支援学級等に関するアンケート調査について
令和2年1月30日（木） 午前10時30分から正午まで 市役所 600会議室	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定のためのアンケート調査結果（速報）
令和2年6月12日（金） 午前10時30分から午前11時30分まで 市役所 601会議室	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定のためのアンケート調査結果 第2回計画検討委員会の検討事項について
令和2年9月24日（木） 午前10時30分から午前11時30分まで 市役所 600会議室	<ul style="list-style-type: none"> 計画素案（原案）について
令和3年1月22日（金） 午前10時30分から午前11時30分まで 市役所 601会議室	<ul style="list-style-type: none"> 計画案について

(3) 市民意見公募手続（パブリックコメント手続）の実施経過

① 実施の概要

実施期間	令和2年11月20日（金）～12月21日（月）	
意見応募者数	9人（市内在住：9人）	
提出方法	ホームページ	8人
	持参	1人
	送付	—
	ファクシミリ	—

② 意見の内訳

項目	件数
第1章 計画策定にあたって	1件
第2章 小平市における特別支援教育の現状と課題	1件
第3章 計画の基本理念と施策の体系	2件
第4章 施策の展開	16件
計画全体に関すること	2件
パブリックコメント・市民懇談会の実施に関すること	3件
その他	9件
合計	34件

(4) 市民懇談会の実施経過

開催日時	会場	参加人数
令和2年12月 8日（火） 午前11時から正午まで	小川西町公民館 ホール	3人
令和2年12月 9日（水） 午後3時から午後4時まで	東部市民センター 集会室	5人
令和2年12月12日（土） 午前11時から正午まで	福祉会館 小ホール	10人

※障がい者福祉計画と合同開催

5 就学相談の流れ

就学相談の進め方とスケジュール



電話申込み

就学相談員との面談の日程を決めます



就学相談員との面談

お子さんと一緒に就学相談室（市役所6階）へお越しください
※母子健康手帳のほか下記①②があれば持参してください

①

発達検査の実施

1～2年以内に受けている場合は、検査結果の提出で代えられます

③

園への訪問

就学相談員が園を訪問して、ふだんのお子さんの様子を見させていただきます

②

専門医の診断

かかりつけ医がある場合は診断書などの提出で代えられます
(指定の様式があります)

就学支援委員会の開催

お子さんと一緒に指定の会場へお越しください

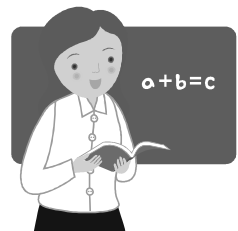
就学支援委員会の委員※が、集団内や個別でのお子さんの様子を見させていただきます
この様子や①②③を参考に、幅広い視点からお子さんにふさわしい就学先を検討します

就学相談員によるお知らせ・ご説明

就学支援委員会での検討結果をお知らせします
必要に応じて面談の上、ご説明します

就学先の決定

お子さんの障がいや発達の状況について理解を深め、
保護者の意向を尊重しながら、決定します



※ 就学支援委員会の委員…専門医、学識経験者（特別支援教育、児童心理）、臨床心理士、市立小・中学校長、通常の学級・特別支援学級担任、福祉関係職員、就学相談員ほか

6 こげら就学支援シート

こげら就学支援シート

項目	保護者から			認定こども園・幼稚園・ 保育園から 医療・療育関係等から
	★気になること、配慮が必要なことにチェック（☑） を付け、右側に詳しくご記入してください。	★“得意なこと”“好きなこと” “工夫していること” などを記入してください。		
学習の基礎	<input type="checkbox"/> 言葉を聞いて理解する （1対1、集団での様子） <input type="checkbox"/> 自分の思いを言葉で伝える <input type="checkbox"/> 文字に関心をもつ <input type="checkbox"/> 数える <input type="checkbox"/> 絵を描く <input type="checkbox"/> 工作をする <input type="checkbox"/> その他			
生活の基礎	<input type="checkbox"/> 着替え <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 食事 <input type="checkbox"/> 片付け <input type="checkbox"/> 挨拶 <input type="checkbox"/> その他			
遊びや他者との関わり	<input type="checkbox"/> 子ども同士の関わり <input type="checkbox"/> 大人との関わり <input type="checkbox"/> 大人数での活動 <input type="checkbox"/> 指示・ルールを理解 <input type="checkbox"/> その他			
運動面・行動面	1 運動について <input type="checkbox"/> 身体全体を使った運動 <input type="checkbox"/> 手先を使った作業 2 感情について <input type="checkbox"/> 家庭や友達との共感 <input type="checkbox"/> 感情の安定 （不安、パニックなど） 3 行動について <input type="checkbox"/> 落ち着き <input type="checkbox"/> 人や物にあたる、こだわり がある、など 4 感覚について <input type="checkbox"/> 音への反応 （苦手な音がある、など） <input type="checkbox"/> 感触への反応 （苦手な感触がある、など） 5 その他			

※こげら就学支援シートは、お子さんの支援のため学校内で使用する目的で作成されたものです。目的外の使用はいたしません。

※こげら就学支援シートのすべての欄を記入しなくても結構です。ここだけは、というポイントがあれば記入してください。

付録 資料 編

項 目	保 護 者 か ら
○支援のポイント ・大切にしてきたこと	
○入学してからこう あってほしいこと	
認定こども園・幼稚園・保育園・医療機関・療育機関から、上記の“支援のポイント・大切にしてきたこと”“入学してからこうあってほしいこと”について記入してください。	
自 由 記 入 欄	
★ 書ききれなかったこと、項目以外で必要なことを自由に記入してください。	

<提出のあった小学校へ>保護者から本シートの提出があった学校については、お手数ですが、関係機関である認定こども園・幼稚園・保育園に提出があった旨を伝えるようにしてください。

7 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）

学校生活支援シート （個別の教育支援計画）

度作成

このシートは、お子さんの学校生活を充実したものにするため、ご家族と学校、関係する様々な立場の人が、お子さんをどのように支えていくか話し合い、記録していくものです。
お子さんが、充実した豊かな学校生活を送ることができるよう、学校での学習や家庭での生活について、一緒に考えていきましょう。

フリガナ		性別	学年・組
氏名			
学校		校長名	
		担任名	
備考			

1 学校生活への期待や成長への願い（こんな学校生活がしたい、こんな子供（大人）に育ってほしい、など）

本人から	
保護者から	

2 現在のお子さんの様子（得意なこと・頑張っていること、不安なことなど）

--

3 支援の目標

学校の指導・支援	家庭の支援

付録 資料 編

児童・生徒名:

度作成

4 支援機関の支援			
	年度	年 組	担任名:
	年度	年 組	担任名:
	年度	年 組	担任名:
	支援機関:		担当者:
	支援内容:		連絡先:
	支援期間: () ~ ()		
	支援機関:		担当者:
	支援内容:		連絡先:
	支援期間: () ~ ()		
	支援機関:		担当者:
	支援内容:		連絡先:
	支援期間: () ~ ()		

5 支援会議の記録		
日時	参加者:	協議内容・引継事項等
日時	参加者:	協議内容・引継事項等
日時	参加者:	協議内容・引継事項等
日時	参加者:	協議内容・引継事項等
日時	参加者:	協議内容・引継事項等

6 成長の様子

7 来年度への引継ぎ

以上の内容について了解し確認しました。

年 月 日 保護者氏名 _____

8 個別指導計画

【通常の学級】個別指導計画

学校		年 組		氏名	
在籍担任		期間	通年	前期	後期 ()学期
長期目標			評価		
1.			1.		
2.			2.		
3.			3.		
短期目標			評価		
(1)			(1)		
(2)			(2)		
(3)			(3)		
項目	計画(指導内容)	手だて	評価		

【知的障がい学級】個別指導計画

学校		年 組		氏名	
在籍担任		期間	通年	前期	後期 ()学期
長期目標			評価		
1.			1.		
2.			2.		
3.			3.		
短期目標			評価		
(1)			(1)		
(2)			(2)		
(3)			(3)		
項目	計画(指導内容)	手だて	評価		

【特別支援教室・通級指導】連携型個別指導計画

学校		年 組		氏名	
在籍担任			通級指導担当		
作成日	月 日	記載者			
期間	通年 前期 後期	()学期	特記事項		
指導形態	週/月 日 曜日: 曜日 時間: 時間 集団/個別				
指導領域	聞く/話す/読む/書く/計算する/推論する/行動/社会性				

◎指導目標(長期目標)

在籍学級での目標	評価
1.	1.
2.	2.
3.	3.
通級指導・特別支援教室での目標	評価
1.	1.
2.	2.
3.	3.

◎短期目標と手だて、及び評価

●在籍学級

(期間: / ~ /)

短期目標	手だて	評価	評価日	月	日
(1)	(1)	(1)			
(2)	(2)	(2)			
(3)	(3)	(3)			

◎短期目標と手だて、及び評価

●通級指導・特別支援教室

(期間: / ~ /)

短期目標	手だて	評価	評価日	月	日
(1)	(1)	(1)			
(2)	(2)	(2)			
(3)	(3)	(3)			

【難聴・言語学級】

個別指導計画

学校		年 組		氏名
在籍担任			通級指導担当	
作成日	月 日	<主訴・障害名>		
入級日		指導回数		特記事項
指導形態	週/月 日 曜日: 曜日 時間: 時間 集団/個別			
指導領域	難聴	左/右平均聴力(裸耳 db/ db・装用耳 db/ db)		補聴器 人口内耳
	言語	構音障害 吃音 言語発達遅滞 その他()		

長期目標	評価
1.	1.
2.	2.
3.	3.

短期目標と手だて、及び評価(期間: / ~ /)

短期目標	計画(指導内容)	手だて	評価
(1)			
(2)			
(3)			

在籍学級での取組・在籍学級の担任より

--

9 用語集（50音順）

【障がいの表記について】

計画本文中で「障がい」と表記した語句も、用語集の法令等から引用した説明文については、出典元の表記に合わせて「障害」と記載しています。

□ ICT 機器 …P.20

ICTとは、Information and Communication Technologyの略で、日本語では情報通信技術、情報コミュニケーション技術と訳される。ICT機器とは、パソコンやプロジェクター、デジタルカメラ等の情報機器のこと。

□ アセスメント …P.6

学校教育では、幼児・児童・生徒の実態を行動観察やペーパーテスト等により評価し、把握すること。

□ 医療的ケア児 …P.5

人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（児童福祉法第56条の6第2項）。

医学の進歩を背景として、新生児集中治療室（NICU）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童。

□ インクルーシブ教育システム …P.4

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が、教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。（障害者権利条約第24条から要約抜粋）

□ OJT …P.37

On the Job Trainingの略で、日常的な職務を通じて必要な知識や技能、意欲、態度などを、意識的・計画的・継続的に高めていく取組。

□ 介助員 …P.21

知的障がい学級（固定制）に在籍する児童・生徒及び肢体不自由の児童・生徒が、円滑な学校生活を送ることができるよう支援を行うために配置される人材。

□ 学習障がい（LD [Learning Disabilities]） …P.6

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態のことをいう。

学習障がいは、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されているが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

□ 学童クラブ …P.29

放課後児童健全育成事業。保護者が就労等により、昼間家庭にいない場合などに、学童クラブ指導員が小学生を対象に、適切な遊びの場、生活の場を提供して児童の健全な育成を図る事業。

□ 学校教育法施行令 …P.3

学校教育法に基づいて定められた政令。平成25年の一部改正により、視覚障がい者等の就学先を決定する仕組みの改正や障がいの状態等の変化を踏まえた転学、視覚障がい者等による区域外就学等、保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大に関する規定が整備された。

□ 学校生活支援シート（個別の教育支援計画） …P.22

障がいのある幼児・児童・生徒一人一人のニーズを的確に把握し、教育の視点から適時・適切な支援を行うことができるよう、長期的な視点で学齢期を通じて一貫して適切な支援を行うことを目的として作成するもの。この作成には、教育のみならず、福祉、医療、保健、労働等の様々な側面からの取組を含め関係機関、関係部局の密接な連携・協力が不可欠である。東京都教育委員会では、平成27年度入学生より、入学時や進級・進学時の引継ぎに有効に活用することを明確にするため、様式と名称の変更を行っている。

□ キャリア教育 …P.69

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達（社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程）を促す教育。

□ 共生社会 …P.4

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会。（「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月 中央教育審議会初等中等教育分科会）から抜粋）

□ 言語聴覚士 …P.26

音声機能、言語機能または聴覚に障がいのある者などに対し、その機能の維持向上を図ることと、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導等を行う資格を持つ専門家。略称はS T (Speech-Language-Hearing Therapist)。

□ 高次脳機能障がい …P.44

けがや病気により脳に損傷を負うことで、注意力や記憶力、感情のコントロールなどの能力に問題が生じ、そのために日常生活や社会生活が困難になる障がいのこと。

□ 校内委員会 …P.6

特別な支援を要する児童・生徒やその保護者に対して、適切な教育や支援を行うことを目的として小・中学校等に設置される校内組織のこと。

□ 合理的配慮 …P.3

障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。(障害者権利条約第2条)

□ 交流及び共同学習 …P.23

障害者基本法第16条3項に「国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。」と定められている。

学習指導要領においては、「障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習は、児童(生徒)が障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあると考えられる。」としている。

小平市においても、特別支援学級の児童・生徒と、通常の学級の児童・生徒が共に学ぶ場を設けたり、特別支援学校に在籍する児童・生徒との副籍交流に取り組むなどして、交流及び共同学習を推進している。

□ こげら就学支援シート …P.23

家庭や幼稚園・保育所等における子どもの様子や保育の様子や配慮などを小学校に引き継ぎ、楽しい学校生活が送れるよう、橋渡しをする資料。就学時健康診断の会場等で配布している。

□ 個別指導計画 …P.22

幼児・児童・生徒の障がいに応じたきめ細かな指導を行うために、一人一人の障がいの状態や発達段階等の把握に基づき、指導目標や内容、方法等の手だてを保育の領域や各教科・領域等全体にわたって作成する指導計画。

□ 作業療法士 …P.27

身体または精神に障がいのある者に対して、工作や手芸などの作業を通じて、身体の回復や精神状態の改善などを図り、社会生活への適応性の向上を図る専門家。略称はOT (Occupational Therapist)。

□ 就学时健康診断 …P.64

法令により実施が定められている就学前の健康診断のこと。区市町村教育委員会が実施する。

□ 就学相談 …P.6

障がいのある児童・生徒が、その障がいの状態や程度に応じた最も適切な就学先を決定していくために、教育委員会と保護者が行う相談のこと。義務教育段階の相談の実施主体は区市町村教育委員会であるため、都立特別支援学校に就学する場合も区市町村教育委員会における就学相談を経由して東京都教育委員会に通知される。各区市町村教育委員会には、児童・生徒一人一人に最もふさわしい就学先を判断するために、教育学、医学、心理学等の専門家で構成する就学支援委員会等が設置されている。

□ 障害者基本法 …P.3

障がい者の自立や社会参加を支援するための施策についての基本的事項を定めた法律。昭和45年制定の心身障害者対策基本法を改正して平成5年に成立。その後、平成16年及び平成23年に改正された。

□ 障害者就労・生活支援センター …P.44

障がいのある者の一般就労を促進するために、相談や就労支援等を行い、自立と社会参加への支援を行うとともに、障がいのある者の雇用を考えている企業・事業所への支援を行っている。

□ 障害者の権利に関する条約 …P.3

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定める条約。

□ 小・中連携教育 …P.65

小・中学校が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育。

□ スキルアップ …P.41

スキル (skill) とは、能力や技術、技量のこと。スキルアップとは、訓練によりそれらを向上させること。

□ タブレット端末 …P.35

平板な形状で、液晶画面を指先やペンなどで操作することができるタッチパネル機能をもつ携帯型のコンピュータの総称。

□ だれでもトイレ …P.35

多機能トイレ、多目的トイレなどの男女共用トイレで、車いす利用者が利用する手すり等を設置している。

□ チャレンジスクール …P.43

東京都が設置している定時制単位制の高等学校。

小・中学校での不登校や高校での中途退学を経験した生徒など、これまで能力や適性を十分に生かしきれなかった生徒が、自分の目標を見つけ、それに向かってチャレンジする学校。

□ 注意欠陥多動性障がい（ADHD [Attention-Deficit Hyperactivity Disorder]）

…P.6

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性、多動性を特徴とする障がいであり、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態のことをいう。通常7歳以前に現れ、その状態が継続するものであるとされている。注意欠陥多動性障がいの原因としては、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。

□ デイジー教科書 …P.35

教科書の内容をデジタル化して、パソコンなどで文字の拡大・色の強調、音声再生などを同時に行える教材。視覚障がいのある子どものほかに、読み書きが苦手な子ども等が文字を認識することが容易となり、学習意欲の向上につながるとされる。2008年の「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及と促進等に関する法律(教科書バリアフリー法)」の施行等により普及が進んでいる。デイジー(DAISY)は、Digital Accessible Information SYstem」の略。

□ 特別支援学級 …P.3

「学校教育法」の規定に基づき、通常の学級における学習では、効果を十分に上げることが困難な児童・生徒のために特別に編制された学級。東京都においては、「知的障害」、「肢体不自由」、「自閉症・情緒障害」、「病弱・身体虚弱」の特別支援学級(固定制)を各区市町村の一部の小・中学校の中に拠点的に設置している。

東京都では、通級による指導*を行う教室についても、「学級」として教員を配置していることから、東京都における特別支援学級は、固定制の特別支援学級と通級制の特別支援学級がある。通級制の特別支援学級は、区市町村の一部の小・中学校に「難聴」、「弱視」、「言語障害」、「情緒障害等」の学級がある。

*通級による指導とは、小・中学校の通常の学級に在籍している障がいの軽い児童・生徒に対して、主として各教科等の通常の学級で行いながら、当該児童・生徒の障がいに

応じた特別の指導（障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目指す自立活動の指導や各教科の内容を補完するための指導）を特別の場で行う教育形態のこと。

□ 特別支援学校 …P.5

学校教育法で規定された、「視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的」として、設置される学校。学校教育法の改正により、平成19年4月から従来の盲学校・ろう学校・養護学校は特別支援学校となり、特定の障がいを対象とする学校、複数の障がいを対象とする学校の設置が可能である。

□ 特別支援学校のセンター的機能 …P.67

特別支援学校が、地域の幼稚園や小・中学校、高等学校等における特別支援教育の推進・充実に向けて、各学校や区市町村教育委員会等の要請に応じて必要な助言や援助を行う機能のこと。「学校教育法」第74条には、「特別支援学校においては、（略）、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第81条第1項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。」と規定されている。

□ 特別支援教育コーディネーター …P.6

校長が自校の教員から指名し、学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う。

□ 特別支援教育支援員 …P.21

発達障がい等の児童・生徒に対して、より適切な学習支援、生活支援等を行うことにより、当該児童・生徒及び在籍する学級への教育的支援を行うことを目的として配置される人材。

□ 特別支援教室 …P.3

これまでの通級指導学級のように、指導を受ける児童・生徒が通級指導学級設置校に通って指導を受けるのではなく、指導する教員が各校を巡回して指導することにより、通級指導学級で行ってきた特別な指導を在籍校で受けられるようにする制度。

□ 難聴 …P.32

軽・中度の聴覚障がいでも補聴器などを使って会話ができる場合を指す。

□ ニーズ …P.3

必要性や要求、需要のこと。

□ 認定こども園 …P.21

就学前の子どもを保護者の就労の有無にかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う都道府県知事の認定を受けた施設。同時に、子育てに関する相談活動や親子の交流の場の提供など地域における子育て支援機能を備える。

□ 発達障がい …P.5

発達障がいは、発達障害者支援法では「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

・自閉症

⇒①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障がいである。その特徴は、3歳くらいまでに現れることが多いが、小学生年代まで問題が顕在しないこともある。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。

・アスペルガー症候群

⇒知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないもの。

□ 発達障害者支援法 …P.5

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）などの発達障がいのある者に対して、障がいの特性や年齢に応じた支援を行うことを国・自治体・国民の責務として定めた法律。

□ パラスポーツ …P.45

障がいがある人たちが行うスポーツのこと。パラリンピックで行われるスポーツ以外にも総称してパラスポーツと呼ぶ。

□ 福祉的就労 …P.44

一般企業等への就職が困難な障がい者等が、就労継続支援事業所などの福祉施設等において生産活動に従事すること。障がいのある利用者が事業所と雇用契約を締結することを原則とする就労継続支援 A 型事業所と、雇用契約に基づかない生産活動の場である就労継続支援 B 型事業所がある。

□ 副籍制度 …P.38

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、直接的・間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度。

平成27年度入学生からは、原則として、都立特別支援学校に在籍する全ての児童・生徒が副籍をもつことになった。これにより、都立特別支援学校に在籍する児童・生徒も地域の子どもである、という理念を関係者間で共有できるようになり、副籍制度の一層の充実を図る基盤が整備された。

□ 保護者向けプログラム …P.39

子どもの発達等に関する悩みや心配を抱える保護者を対象として、少人数のグループワークを通して、子どもへの適切な接し方や対処方法を学ぶとともに、保護者の悩みや不安の解消を目的として実施するプログラム。

□ ユニバーサルデザイン …P.59

調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。(障害者権利条約第2条から抜粋)

□ ライフステージ …P.25

人の一生を幼年期・児童期・青年期・壮年期など、年代によって分けたそれぞれの段階。

□ 臨床心理士 …P.30

臨床心理学に基づく知識や技術を用いて、心の問題にかかわる専門家。日本臨床心理士資格認定協会による資格審査試験により認定される。

□ 臨床発達心理士 …P.27

発達心理学をベースに人の健やかな育ちを支援する専門家。臨床発達心理士認定運営機構による資格審査試験により認定される。

□ ワークショップ …P.57

学びや創造、問題解決やトレーニングの手法。一方的な知識・技術の伝達ではなく、参加者が自ら体験し、グループの相互作用の中で学び合い創り出す、双方向的な学びや創造の場のこと。

小平市特別支援教育総合推進計画（第二期）前期計画

令和3年3月発行

編集・発行：小平市教育委員会教育部指導課

〒187-8701

東京都小平市小川町二丁目 1333 番地

電話番号 042 (346) 9572 (直通)

FAX 042 (346) 9578

電子メール shido@city.kodaira.lg.jp

価格 ￥450

